椎葉村こども計画

令和７年度 ▶ 令和 11 年度

令和７年３月

宮崎県椎葉村

はじめに

近年、日本三大秘境のひとつとされる椎葉村においても、情報があふれる時代となり、正しい情報を選び取ることが難しくなっています。それだけでなく、思いがけず犯罪に巻き込まれるリスクも高まっています。また、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化など、こどもたちを取り巻く環境も日々変化しています。

しかし、家庭や地域、学校などでさまざまな経験を積み、必要な支援を受けることで、こどもたちは急速に変わる社会のなかでも「生き抜く力」を身につけることができると信じています。

こうした思いのもと、こどもたちが成長し、やがて青年となったときに「椎葉に貢献したい」という気持ちを育めるよう、「椎葉村こども計画」を策定しました。

本計画に基づき、村で暮らすこどもや若者だけでなく村を知るすべての人々が「かえりたい」と思うような真に豊かな暮らしのある理想の「郷」を築いていくため、椎葉村ならではの取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論くださった「椎葉村子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、調査にご協力いただいたすべての方々に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

椎葉村長　黒木保隆

もくじ

第１章　計画の策定に当たって 1
　1 計画策定の背景と趣旨 1
　2 計画の位置づけ 2
　3 計画の対象 2
　4 計画期間 3
　5 国の動向 3
　6 計画の策定体制等 6
第２章　こどもと若者を取り巻く状況 7
　1 少子化の動向 7
　2 世帯の状況 11
　3 就労の状況 13
　4 保育サービスの状況 14
　5 母子保健に関する状況 15
　6 若者の状況 17
　7 こども・若者に関するアンケート調査の概要 18
第３章　第２期子ども・子育て支援事業計画の評価 27
　1 計画レベルの評価 27
　2 施策レベルの評価 27
第４章　計画の基本的な考え方 29
　1 基本理念 29
　2 基本的な視点 30
　3 基本目標 32
　4 施策体系図 33
第５章　具体的な取組 34
　1 こども・若者の育ちを支える（ライフステージ別の施策） 34
　2 こども・若者の人生を支える（ライフステージを通した施策） 41
　3 こども・若者の暮らしを支える（子育て当事者等への施策） 52
第６章　事業計画 57
　1 教育・保育提供区域の設定 57
　2 教育・保育の量の見込み 57
　3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 63
　4 幼児期の教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保 76
　5 その他事項 76
第７章　推進体制 79
　1 計画の周知 79
　2 関係機関等との連携・協働 79
　3 計画の進行管理 80

4 成果指標 81
参考資料 83
椎葉村子ども･子育て会議条例 83
椎葉村子ども･子育て会議委員名簿 85
用語集 86

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国においては、急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成１５年７月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、平成22年１月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでの子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題等の解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成29年６月には「子育て安心プラン」、平成30年９月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、保育の更なる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図るとされています。その他にも、児童福祉法の改正に伴い、子どもの権利擁護の推進、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応に関する体制強化等を推進することが追記されました。

こうした背景の下、令和５年４月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにし、こども施策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行され、同年１２　月には「こども大綱」が閣議決定されました。このことで、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。また、こども基本法には市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

本村は平成27年３月に「椎葉村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２年からは第２期椎葉村子ども・子育て支援事業計画により、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含めたすべてのこどもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本村に居住するこどもやその家族にとって「子どもの最善の利益」の実現を目指して、これまで各種施策の推進を図ってきました。

これらのことを踏まえ、本村では、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本村の実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、健やかな育ちを社会全体で支え合う環境をつくることを目的として本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

策定に当たっては、本村の上位計画である「第6次椎葉村長期総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第十条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画の対象

本計画の目的や性格を勘案し、「こども、並びに妊娠期を含めた子育て当事者」を対象とした施策が中心となりますが、国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』のと明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和１１年度までの5か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。

また、最終年度である令和１１年度には計画の達成状況の確認を行います。

図表 1 計画の期間

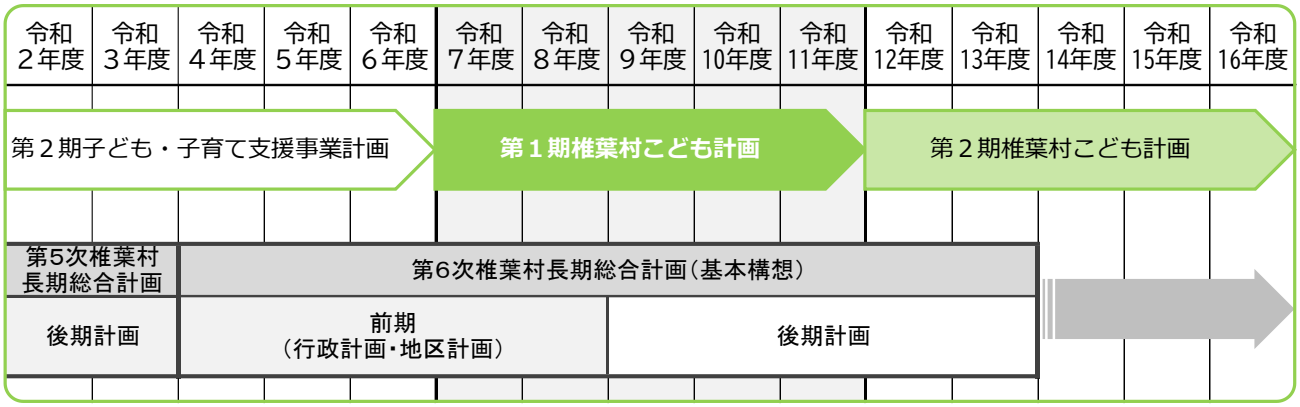

5 国の動向

（１）これまでの国の動き

我が国では、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化に対し様々な対策が講じられてきました。近年では、令和4年6月に「こども基本法」制定、令和5年4月に「こども家庭庁」発足、令和5年１2月に「こども大綱」及び「こども未来戦略」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」を実現するための取組が進められています。

年月	主な内容
平成 12 年５月	児童虐待の防止等に関する法律 制定（平成 12 年 11 月施行） 児童虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・自治体の責務、虐待を受けた児童の保護に関する措置等を規定
平成 14 年７月	待機児童ゼロ作戦 開始 保育所、保育ママ、自治体単独施策、幼稚園の預かり保育等を活用し、平成１6年度までに計１5万人の受入児童の増加を図り、待機児童の減少を目指す
平成 15 年７月	次世代育成支援対策推進法 制定（平成 17 年４月施行） 次世代育成支援対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針、自治体及び事業主による行動計画策定等の次世代育成支援対策を重点的に推進 ※１0年間の時限立法、平成26年改正により令和7年3月３１日まで延長
	少子化社会対策基本法 制定（平成 15 年９月施行） 少子化に対処するための施策の基本理念、国・自治体・事業主・国民の責務、基本的施策、少子化社会対策会議の設置等を規定

年月	主な内容
平成 16 年６月	少子化社会対策大綱（第１次） 策定 少子化社会対策基本法に基づき、少子化の流れを変えるための施策の指針として、3つの視点、4つの重点課題、重点課題に取り組むための28の行動、推進体制等を示す
平成 19 年 12 月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 公表 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す
平成 20 年２月	新待機児童ゼロ作戦 開始 希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができるサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、保育施策の質・量を充実・強化、今後3年間を集中重点期間に設定
平成 21 年７月	子ども・若者育成支援推進法 制定（平成 22 年４月施行） 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するネットワークの整備を規定
平成 22 年７月	子ども・若者ビジョン（子供・若者育成支援推進大綱（第１次）） 策定 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」の視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
平成 25 年６月	いじめ防止対策推進法 制定（平成 25 年９月施行） いじめの定義を明確化し、いじめへの対処と防止に関する学校・行政等の責務を規定
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定（平成 26 年１月施行） 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
平成 26 年８月	子供の貧困対策に関する大綱 子どもの貧困対策に関する基本方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策、推進体制等を規定
平成 27 年３月	少子化社会対策大綱（第３次） 策定 少子化社会対策基本法に基づく少子化に対処するための施策の指針として、今後5年間の集中取組期間で取り組む重点課題、きめ細かな少子化対策の推進等を示す
平成 27 年４月	子ども・子育て支援新制度 開始 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
平成 28 年５月	児童福祉法等 改正（平成 28 年６月施行） 児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等の対策強化
平成 28 年６月	ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す

年月	主な内容
平成 29 年６月	子育て安心プラン 策定 令和2年度末までに待機児童を解消するとともに、令和4年度末までの5年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備
	児童福祉法及び児童虐待防止法改正（平成 30 年４月施行） 被虐待児童の保護者への指導の司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査導入等
平成 30 年９月	新・放課後子ども総合プラン 策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
平成 30 年 12 月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン 策定 令和元年度から令和4年度までに児童虐待防止対策の強化に向けた児童相談所（児童福祉司（スーパーバイザーを含む）・児童心理司・保健師の増員等）・市町村の体制及び専門性を強化
令和元年６月	児童虐待の防止等に関する法律 改正（令和２年４月施行） 児童福祉法改正（令和２年４月施行） 親権者等による体罰禁止、児童相談所の体制強化、転居時の支援継続の情報共有等
	子どもの貧困対策の推進に関する法律 改正（令和元年９月施行） 「子どもの現在」の改善を目的に明記、子どもの意見の尊重を基本理念に明記、市区町村における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務に
令和元年 10 月	幼児教育・保育の無償化 開始 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化
令和元年 11 月	子供の貧困対策に関する大綱 策定 子どもの現在にも焦点を当てること、子育てや貧困を家庭のみの責任にしないことが目的に追加、支援が届いていない、届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進が基本方針に明記
令和２年５月	少子化社会対策大綱（第４次） 策定 出生率の数値目標として「希望出生率 1.8」と具体的に明記し、子育てを希望する家庭への経済的支援を前面に打ち出す
令和２年 12 月	新子育て安心プラン 策定（令和３年度から開始） 令和3年度から令和6年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
令和３年４月	子供・若者育成支援推進大綱（第３次） 策定 子ども・若者を取り巻く状況や課題等を踏まえて5つの基本的方針を設定し、子ども・若者育成支援を総合的に推進
令和４年６月	こども基本法 制定（令和５年４月施行） こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための基本法として、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見反映等を規定
令和５年４月	こども家庭庁 発足 「こどもまんなか社会」実現のため、こども施策の総合調整、企画立案・政策推進を担当

年月	主な内容
令和５年 12 月	こども大綱 閣議決定 　6つの基本的方針のもと、こども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を規定
	こども未来戦略 閣議決定 　こども・子育て政策の抜本的強化のため、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するとの基本理念を掲げ、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」として設定

6 計画の策定体制等

（1）子ども・子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「椎葉村子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定しました。

同会議では、椎葉村子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

（2）ニーズ調査の実施

第1期椎葉村こども計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子どもおよびその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、本村福祉保健課及びホームページに令和7年1月9日から令和7年1月23日まで計画（案）を掲示し、パブリックコメントを実施しました。

第2章 こどもと若者を取り巻く状況

1　少子化の動向

(1) 人口の推移

令和2年国勢調査結果による本村の総人口は、2,503人となっています。

このうち、15歳未満の年少人口は、298人で、総人口の11.9%となっています。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、1,063人で42.5%、65歳以上の老年人口は、1,142人で45.6%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成12年から令和2年までの20年間で約2.9ポイント減少しています。

一方で65歳以上の老年人口の割合は約14.7ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

図表 2 人口の推移（年齢３区分）

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
総人口		3,769人	3,478人	3,092人	2,808人	2,503人
15歳未満（年少人口）		557人	458人	377人	341人	298人
		14.8%	13.2%	12.2%	12.1%	11.9%
15～64歳（生産年齢人口）		2,049人	1,777人	1,541人	1,307人	1,063人
		54.4%	51.1%	49.8%	46.5%	42.5%
65歳以上（老年人口）		1,163人	1,243人	1,174人	1,160人	1,142人
		30.9%	35.7%	38.0%	41.3%	45.6%

資料：国勢調査

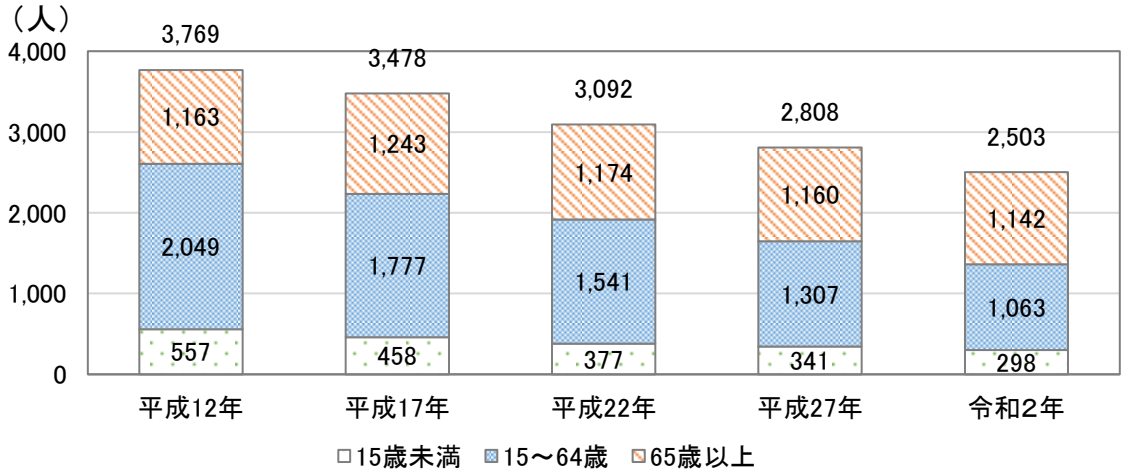

（2）出生の動向

平成30年～令和4年の人口千人あたりの出生率は5．2～6．7で推移しており、国や県より低い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、県内で最も高く、その高さは際立っています。全国値を上回ることはもちろん、人口置換水準[1]よりも高い数値となっています。令和2年に1．60まで低下しましたが、長期的にみても極めて高い水準を維持しています。

図表 3 出生数・率の推移

区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
村	出生数（人）	17	17	13	15	16
	出生率（人口千対）	6.5	6.6	5.2	6.1	6.7
県	出生数（人）	8,434	8,043	7,720	7,590	7,136
	出生率（人口千対）	7.8	7.6	7.3	7.2	6.8
国	出生数（人）	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
	出生率（人口千対）	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料：宮崎県衛生統計年報

図表 4 出生率の推移

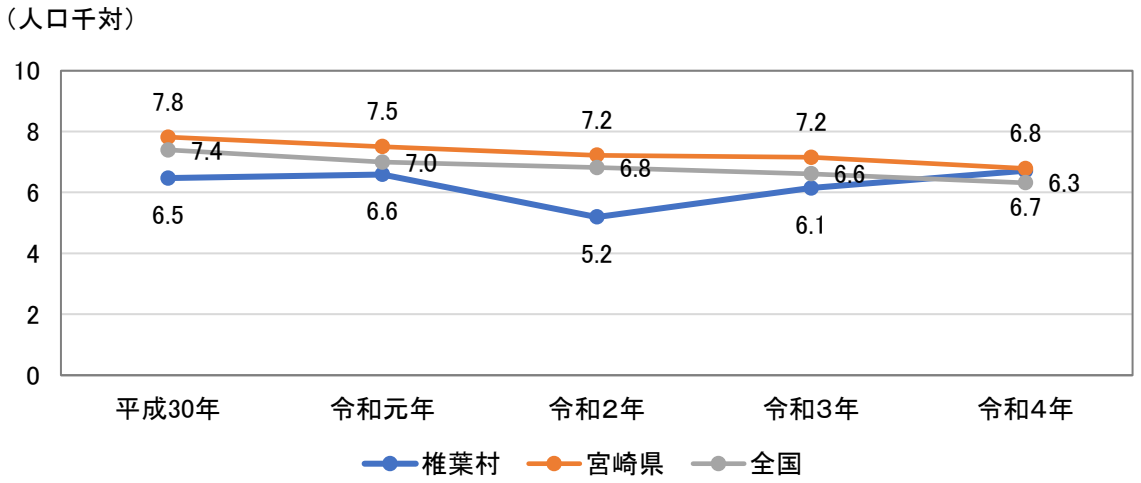

[1] 人口置換水準とは、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準で、15～49 歳女性人口の死亡率と出生児の男女比（出生性比）によって決まる。近年は死亡率の低下によって死亡の影響は限定的である一方、出生性比が変動しているため、概ね 2.07 程度となっている。（国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 2024 年版より）

図表 5 合計特殊出生率の推移（直近）

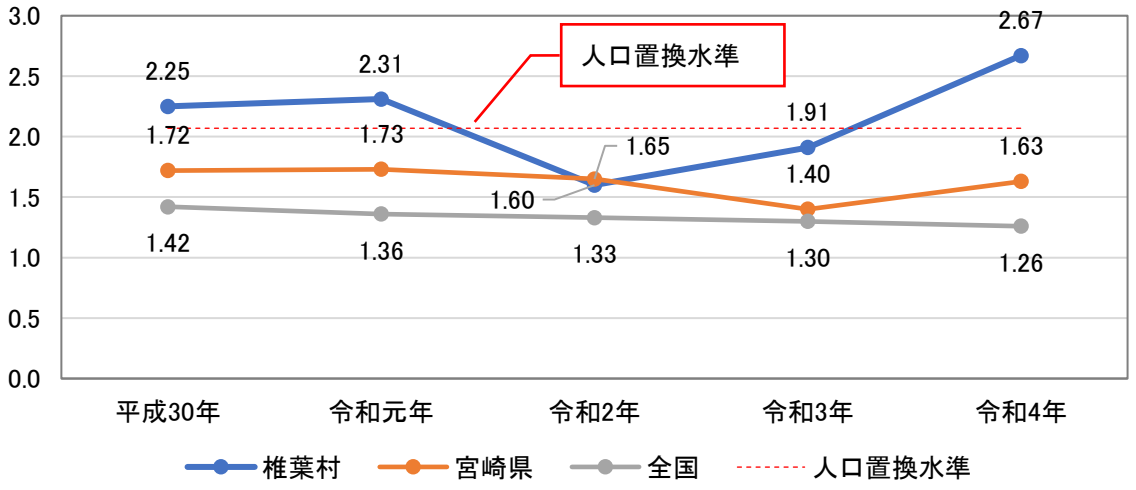

資料：宮崎県衛生統計年報（国・県は、厚生労働省による公表値。椎葉村は、福祉保健課が独自に算出した、二次医療圏におけるベイズ推定値）

図表 6 合計特殊出生率の推移（長期）

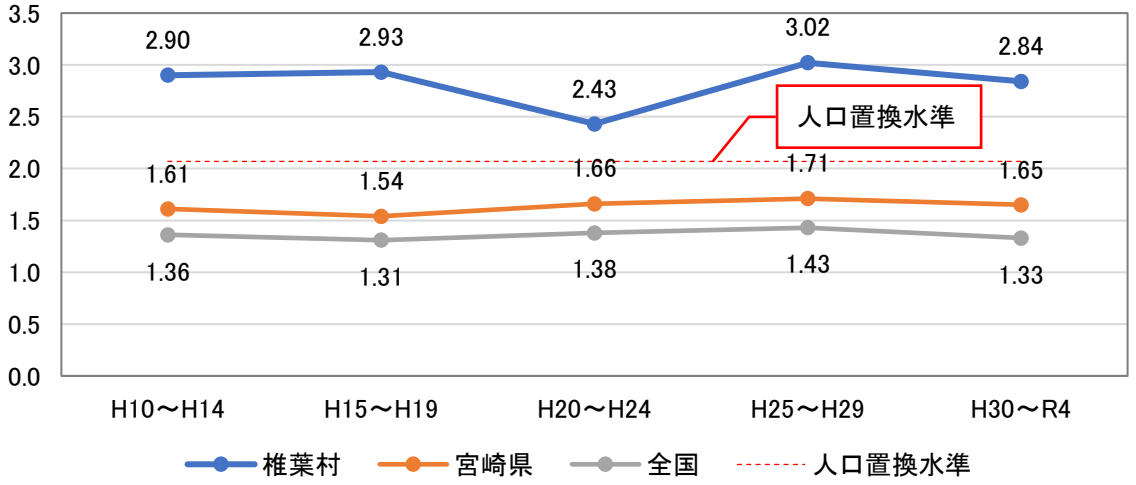

出典：みやざき少子化要因見える化ツール「for the future」

（3）婚姻、離婚の動向

婚姻率は、令和4年では2．5となっており、国や県より低い水準となっています。また、離婚率も、令和4年では0．42となっており、国や県より低くなっています。

図表 7 婚姻率の推移

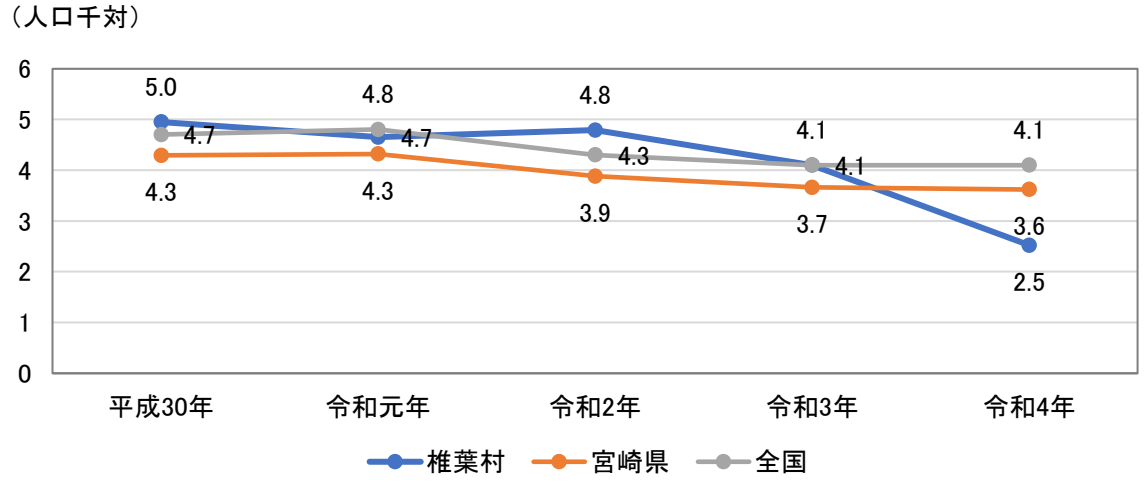

資料：宮崎県人口動態調査

図表 8 離婚率の推移

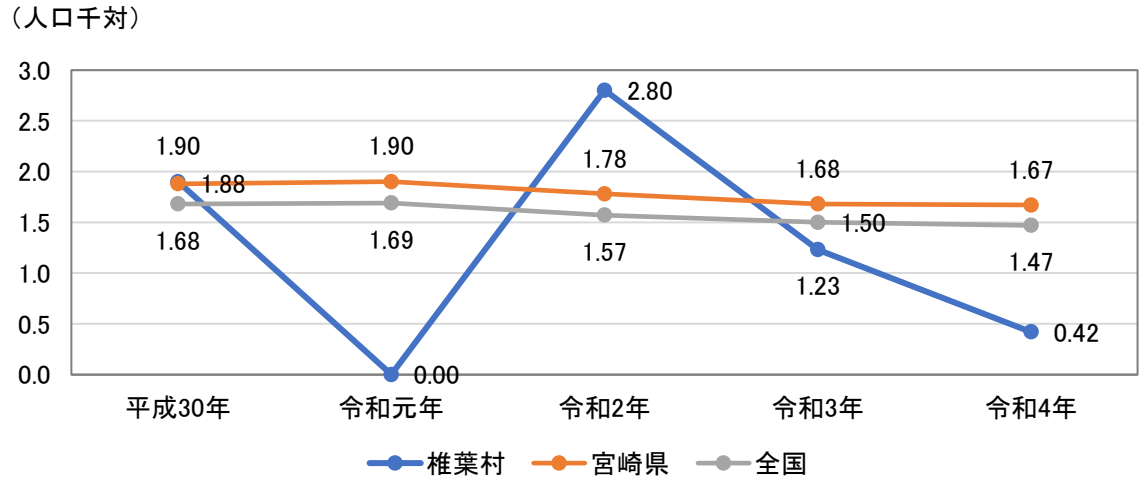

資料：宮崎県人口動態調査

2　世帯の状況

（1）6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯は、令和2年では64世帯で世帯人員は291人、世帯あたりの人員は4.5人となっています。

また、6歳未満子ども人員は96人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.5人となっています。

図表 9　6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯人員	608人	578人	454人	441人	291人
6歳未満子ども人員	186人	183人	141人	135人	96人
世帯数	123世帯	121世帯	90世帯	93世帯	64世帯
世帯あたり人員	4.9人	4.8人	5.0人	4.7人	4.5人
世帯あたりの6歳未満人員	1.5人	1.5人	1.6人	1.5人	1.5人

資料：国勢調査

（2）18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯は、令和2年では147世帯で世帯人員は637人、世帯あたりの人員は4.3人となっています。

また、18歳未満子ども人員は272人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.9人となっています。

図表 10 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯人員	1,374人	1,125人	839人	738人	637人
18歳未満子ども人員	538人	445人	361人	316人	272人
世帯数	284世帯	242世帯	184世帯	163世帯	147世帯
世帯あたり人員	4.8人	4.6人	4.6人	4.5人	4.3人
世帯あたりの18歳未満人員	1.9人	1.8人	2.0人	1.9人	1.9人

資料：国勢調査

（3）母子世帯の推移

母子世帯は、令和2年では8世帯で世帯人員は18人、世帯あたりの人員は2.3人となっています。また、一般世帯に対する母子世帯の割合は0.8%となっています。

図表 11 母子世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	7世帯	4世帯	6世帯	5世帯	8世帯
母子世帯人員	20人	9人	15人	16人	18人
世帯あたり人員	2.9人	2.3人	2.5人	3.2人	2.3人
一般世帯数	1,316世帯	1,267世帯	1,191世帯	1,125世帯	1,054世帯
母子世帯の割合	0.5%	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%

資料：国勢調査

（4）父子世帯の推移

父子世帯は、令和2年では1世帯で世帯人員は2人、世帯あたりの人員は2.0人となっています。また、一般世帯に対する父子世帯の割合は0.1%となっています。

図表 12 父子世帯の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
父子世帯	0世帯	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯
父子世帯人員	0人	4人	2人	2人	2人
世帯あたり人員	0.0人	4.0人	2.0人	2.0人	2.0人
一般世帯数	1,316世帯	1,267世帯	1,191世帯	1,125世帯	1,054世帯
父子世帯の割合	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

資料：国勢調査

3 就労の状況

(1)就業の状況

令和2年国勢調査における椎葉村の全就業者数は2,205人で、就業率は60.0%となっており、男女別就業率は、男性71.6%、女性48.2%となっています。

また、平成22年に55.8%まで低下した就業率は、平成27年以降上昇に転じています。

男女別の就業割合は、男性60.0%、女性40.0%となっており、男性と比べ女性の就業割合が低い傾向は変わりませんが、上昇傾向を示しています。

図表 13 男女別就業率

区分	平成17年			平成22年			平成27年			令和２年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15歳以上人口（人）	3,020	1,517	1,503	2,715	1,363	1,352	2,467	1,238	1,229	2,205	1,108	1,097
就業者数（人）	1,754	1,100	654	1,515	969	546	1,441	897	544	1,322	793	529
就業率（%）	58.1	72.5	43.5	55.8	71.1	40.4	58.4	72.5	44.3	60.0	71.6	48.2
就業割合（%）	—	62.7	37.3	—	64.0	36.0	—	62.2	37.8	—	60.0	40.0

資料：国勢調査

(2)産業・雇用の状況

令和２年国勢調査における椎葉村の就業率の高い産業は第3次産業で、就業率は47.9%となっており、次いで第1次産業の32.7%となっています。

図表 14 産業別就業者数

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和２年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
15歳以上人口	3,020	—	2,715	—	2,467	—	2,205	—
就業者数	1,754	58.1%	1,515	55.8%	1,441	58.4%	1,332	60.0%
第１次産業	524	29.9%	510	33.7%	514	35.7%	436	32.7%
農業	392	22.3%	264	17.4%	314	21.8%	262	19.7%
その他	132	7.5%	246	16.2%	200	13.9%	174	13.1%
第２次産業	412	23.5%	313	20.7%	274	19.0%	245	18.4%
製造業	64	3.6%	55	3.6%	57	4.0%	36	2.7%
その他	348	19.8%	258	17.0%	217	15.1%	209	15.7%
第３次産業	818	46.6%	692	45.7%	653	45.3%	638	47.9%
卸・小売業	134	7.6%	98	6.5%	71	4.9%	65	4.9%
その他	684	39.0%	594	39.2%	582	40.4%	573	43.0%
分類不能	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：国勢調査

4 保育サービスの状況

（1）保育施設の状況

本村には、保育施設が5施設あり、認可定員の総数は125人（令和6年度）となっています。

施　設　名	認可定員数
椎葉中央保育所	50
松尾保育所	30
尾向保育所	30
大河内保育所	15
不土野保育所	休園中

資料：椎葉村福祉保健課

5　母子保健に関する状況

(1) 乳児(3か月児)健康診査受診率

乳児(3か月児)健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、高い水準で推移しています。

図表 15 乳児（3か月児）健康診査受診率

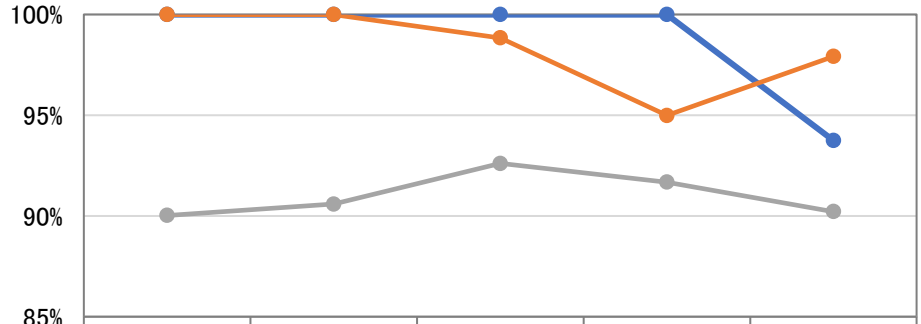

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
椎葉村	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%
日向保健所管内	100.0%	100.0%	98.8%	95.0%	97.9%
宮崎県	90.0%	90.6%	92.6%	91.7%	90.2%

資料：地域保健・健康増進事業報告

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

1歳6か月児健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、高い水準で推移しています。

図表 16　1歳6か月児健康診査受診率

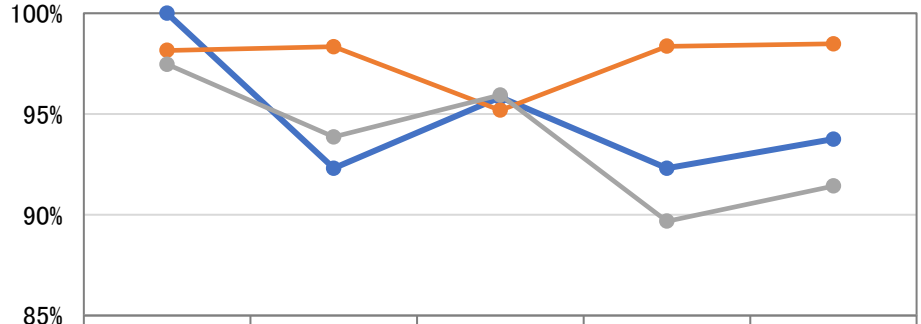

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
椎葉村	100.0%	92.3%	95.8%	92.3%	93.8%
日向保健所管内	98.2%	98.3%	95.2%	98.4%	98.5%
宮崎県	97.5%	93.9%	95.9%	89.7%	91.4%

資料：地域保健・健康増進事業報告

（3）3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査は、概ねすべての対象者が受診しており、高い水準で推移しています。

図表 17 3歳児健康診査受診率

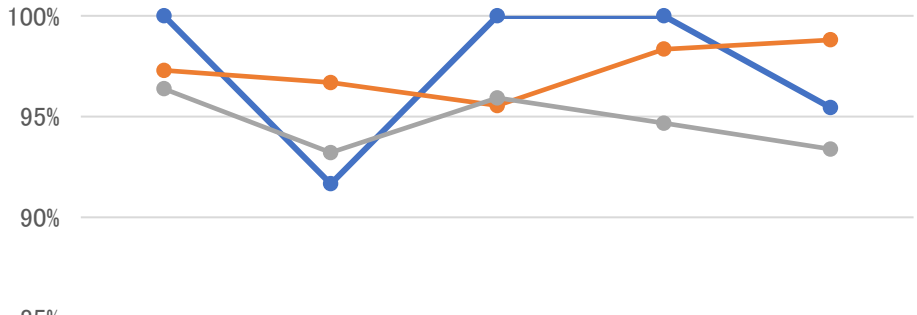

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
椎葉村	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	95.5%
日向保健所管内	97.3%	96.7%	95.5%	98.3%	98.8%
宮崎県	96.4%	93.2%	95.9%	94.7%	93.4%

資料：地域保健・健康増進事業報告

（4）予防接種実施状況

本村における予防接種実施状況は、以下の通りとなっています。

図表 18 予防接種実施状況（延人数）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
四種混合（第１期初回）	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	93.3%
二種混合（第２期）	100.0%	100.0%	100.0%	95.2%	93.3%
日本脳炎（第１期初回）	100.0%	95.2%	100.0%	100.0%	100.0%
ヒブ（初回）	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	93.3%
小児用肺炎球菌（初回）	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	93.3%
水痘（初回）	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%
Ｂ型肝炎（初回）	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%	93.3%
ロタウイルス（初回）	－	－	100.0%	100.0%	93.3%
麻しん・風しんMR（第１期）	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%	100.0%
ＢＣＧ	100.0%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%

資料：地域保健・健康増進事業報告

6 若者の状況

(1) 若年層の社会動態

若者の人口移動をみると、県内移動では15～19歳の男女及び25～29歳の男性で大幅な転出超過となった反面、20～24歳の女性及び25～29歳の女性で転入超過となっています。県外移動では15～19歳の男女で大幅な転出超過となった反面、20～24歳の男女で大幅な転入超過となっています。

図表 19 男女・年齢階層別転出入超過率（平成 27 年→令和 2 年）

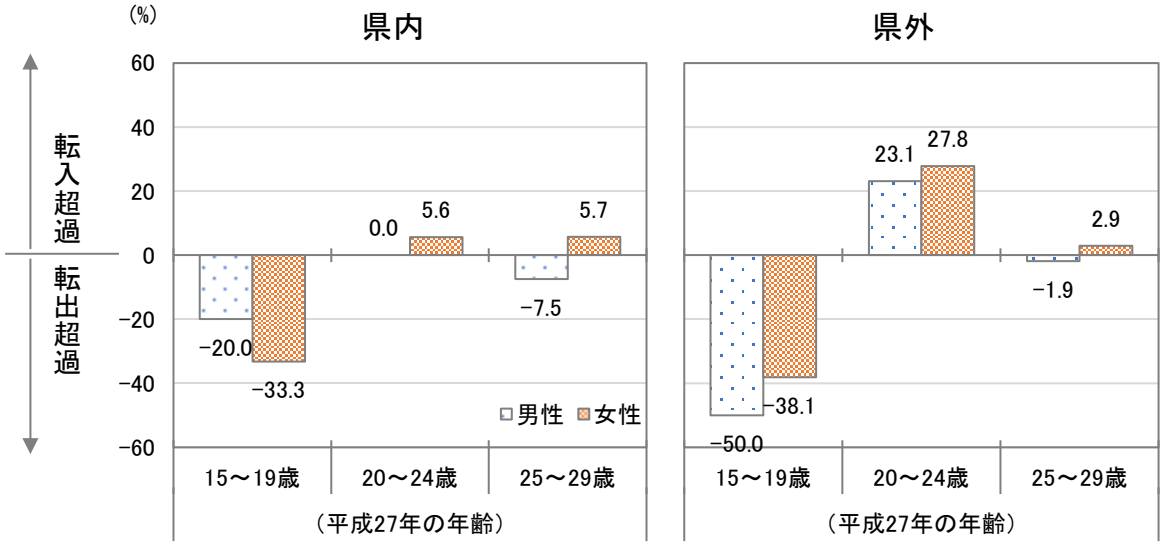

（注）転入超過率は、国勢調査の人口移動集計を用い、平成 27 年の 15～19 歳、20～24 歳、25～29 歳の 5 年後（令和 2 年）の移動状況を表しています
出典：みやざき少子化要因見える化ツール「for the future」

7 こども・若者に関するアンケート調査の概要

（1）調査の概要

① 調査対象及び調査方法

調査対象は、就学前児童・小学生の保護者及び中学2年生を対象とした悉皆調査として実施し、調査方法は保育所等・小学校・中学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収に加え、インターネットによる回答も行いました。

② 回収状況

調査種類別の配布・回収状況は下表の通りです。

図表 20 配布数・回収数・回収率

	配布数	有効回答数	有効回収率
就学前児童の保護者	６４件	４３件	６７．２％
小学生の保護者	７７件	６５件	８４．４％
中学２年生	１６件	１６件	１００．０％

③ 調査期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月3日（水）まで

（2）調査結果

①　子どもを預けられる環境について

子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無や、その場合の保護者の心理面についてみてみると、みてもらえる親族・知人の有無やその状況については次の通りとなっています。

まず、祖父母等の親族については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（未就学児　58.1%）（就学児　56.9%）、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（未就学児　37.2%）（就学児　29.2%）となっている一方、友人・知人となると割合は低くなっています。

図表 21 子どもを日頃見てもらえる親族・知人等の有無

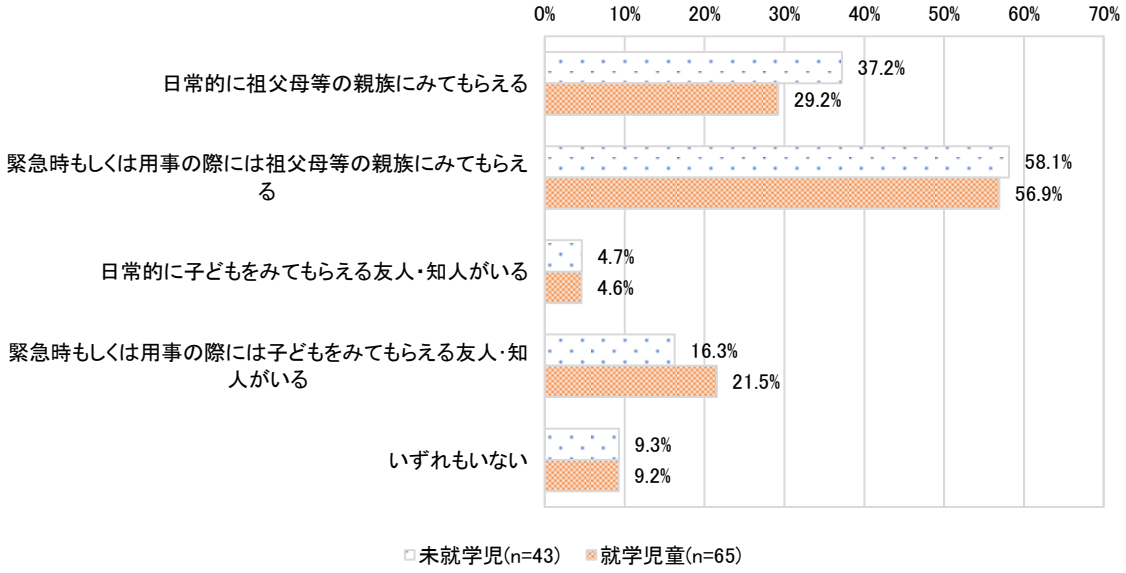

また、祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているかでは、半数以上の方が「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」（未就学児 50.0%）（就学児童 57.1%）とした一方、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」（未就学児 27.8%）（就学児童 28.6%）や「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」（未就学児 16.7%）（就学児童 16.1%）、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」（未就学児 27.8%）（就学児童 12.5%）などとなっている。

図表 22 祖父母等の親族に預かってもらう際に、どのように感じているか

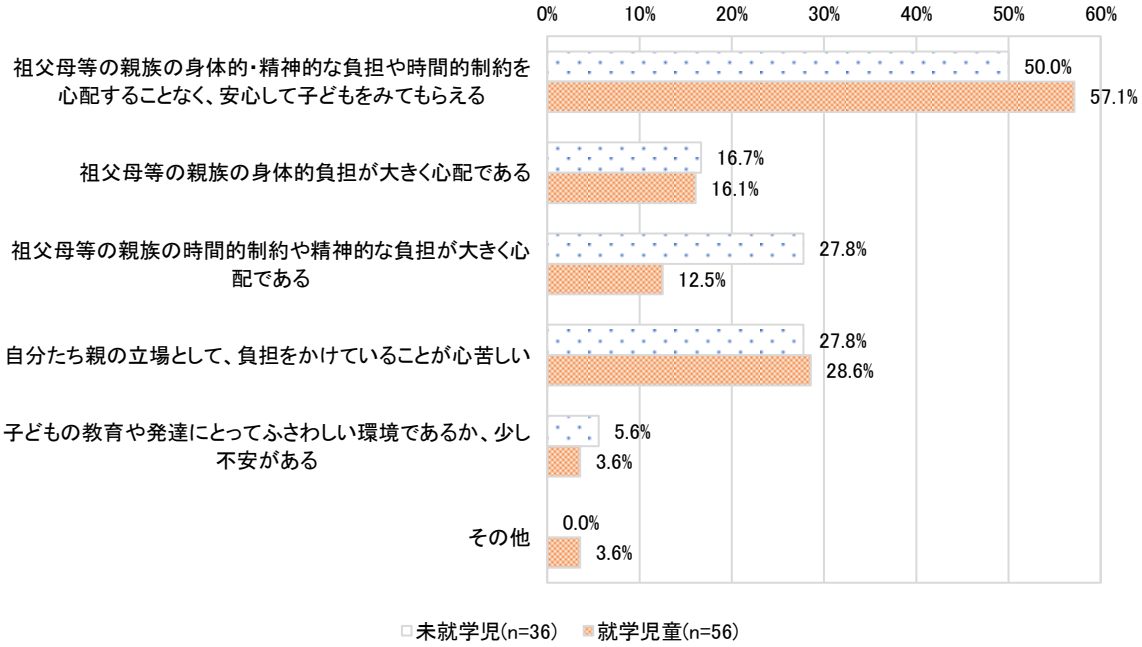

② 定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について（未就学児）

定期的な教育・保育の利用理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（88.4%）、「子どもの教育や発達のため」（60.5%）となっています。

図表 23 定期的な教育・保育の利用理由

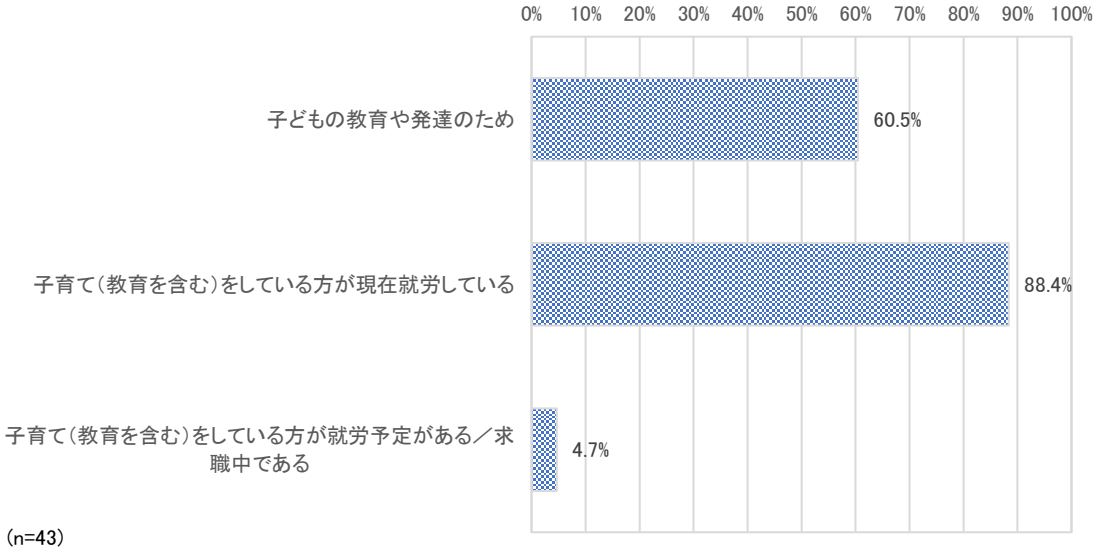

③ 育児休業など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況としては、「取得した（取得中である）」が未就学児の母親が7割、就学児童の母親が4割、父親は未就学児が1割、就学児童はほぼゼロとなっています。

育児休業を取得していない理由では、未就学児の母親については、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が3割となっており、就学児童の母親については、「その他」が3割となっています。

また、父親は、未就学児、就学児童ともに「仕事が忙しかった」の割合が最も高く、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「配偶者が育児休業制度を利用した」が続いています。

図表 24 育児休業を取得していない理由

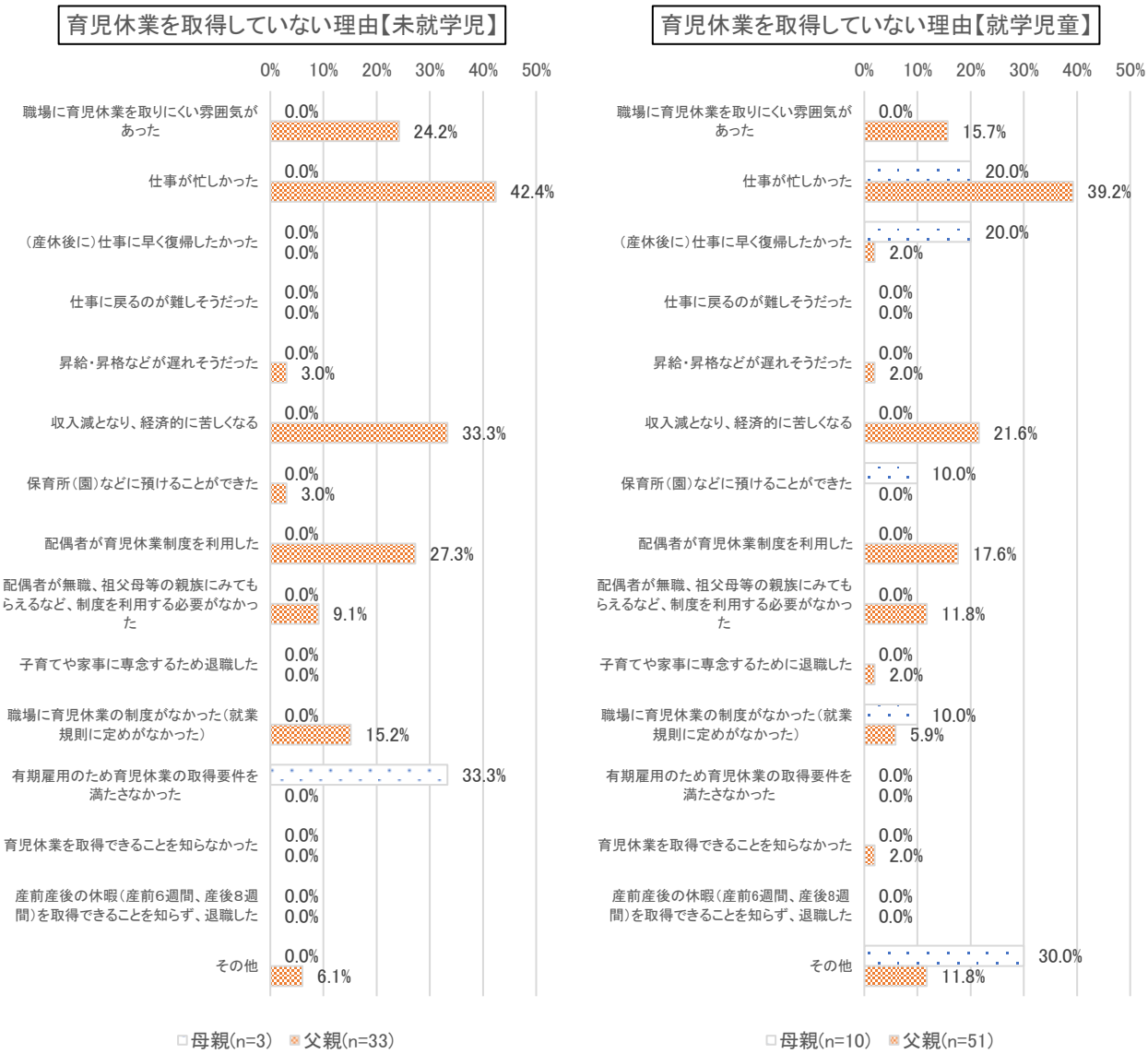

④ 子どもの貧困について

「子どもの貧困[2]」についての問題は、「多く生じていると感じる」と「わずかではあるが生じていると感じる」を合わせると、半数以上が「問題が生じている」と感じています。

必要な支援として、「家計や所得などに関する経済の支援」や「居場所や見守りなどの地域の支援」の割合が高くなっています。また未就学児では「家庭での過ごし方や親子関係などの子育ての支援」の割合も高くなっています。

図表 25 椎葉村で子どもの貧困が生じているか

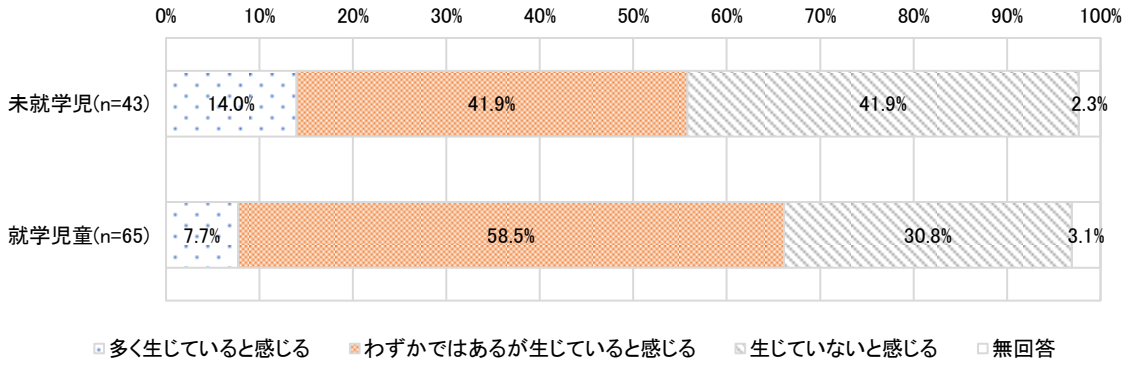

図表 26 子どもの貧困に対して必要な支援

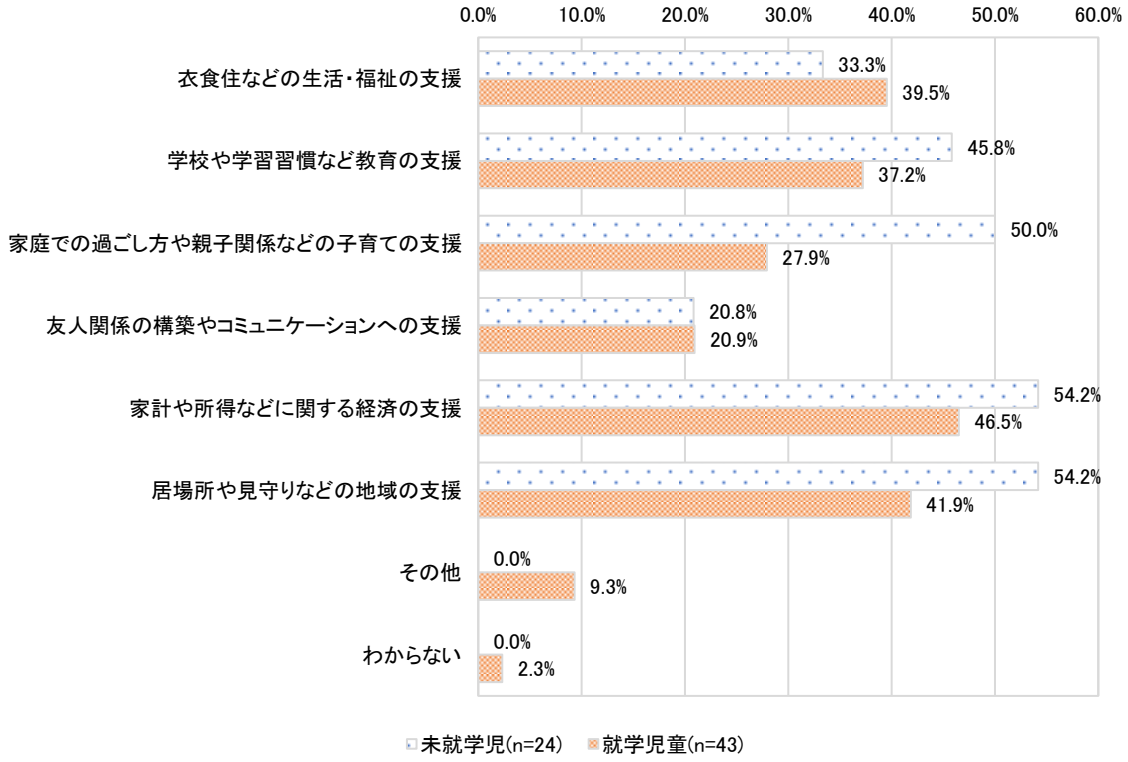

[2] 主に経済的な困窮により、教育の機会が十分に得られなかったり、健全に育つための環境が整わなかったりする状態のことを指します。また、「貧困」には経済的な側面だけでなく、教育や情報へのアクセス、保健医療、住環境、文化活動やレクリエーションなどにおける機会の格差も含まれます。

⑤ 普段の生活について（中学生）

今の思いや気持ちについては、主にポジティブな回答が半数以下となっているものの、「自分は役に立たないと強く感じる」割合は、比較的低くなっています。

図表 27 今の思いや気持ち

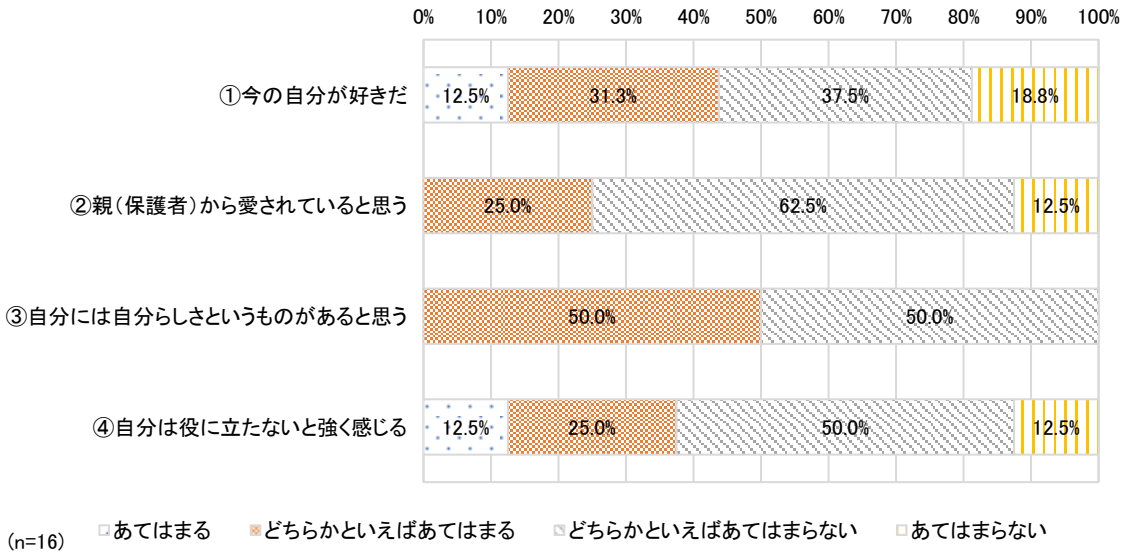

「困ったときに助けてくれる」人については、「友達」が9割、「家族・親せき」が8割、「学校の先生」が6割となっています。

図表 28 困ったときに助けてくれる人

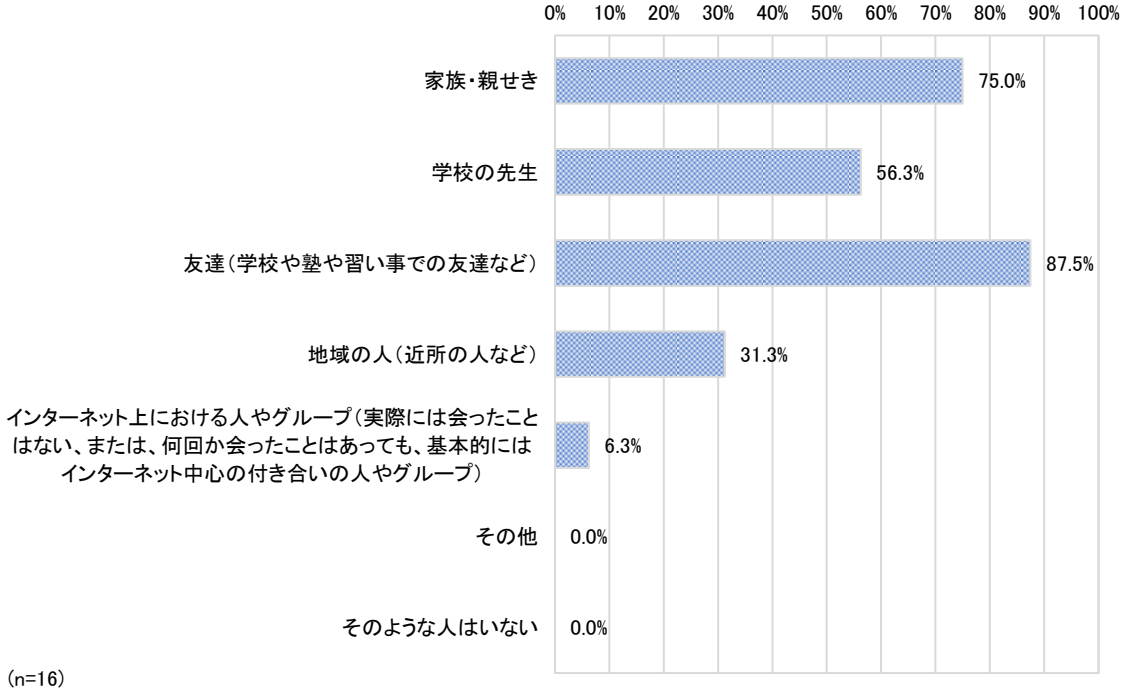

最近の生活の満足度については、10点の割合が最も高く、全体の平均は7.875点となっています。

図表 29 最近の生活の満足度

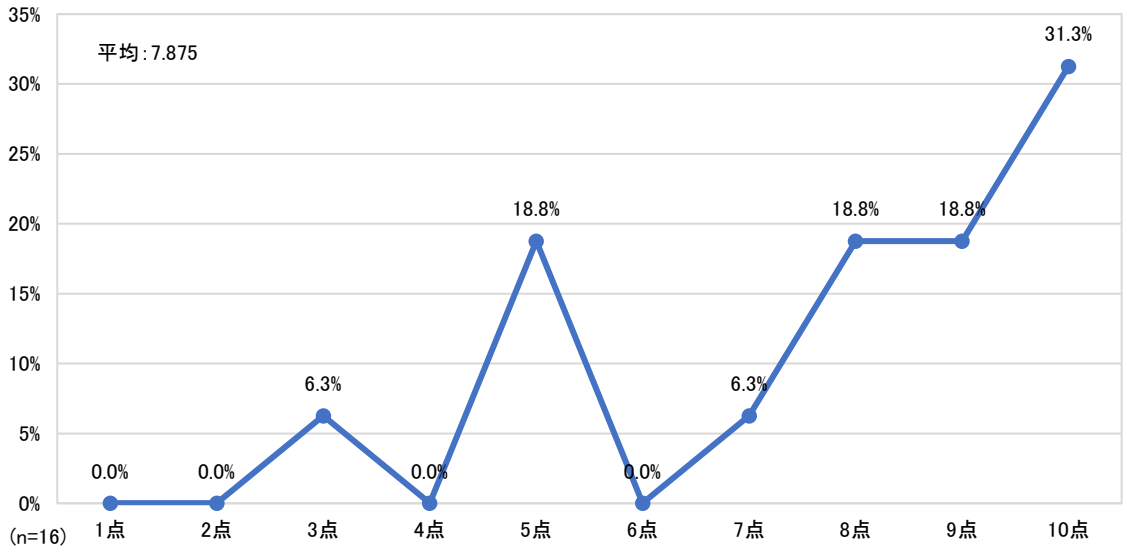

⑥ 将来のことや働くことについて（中学生）

自分の将来の明るい希望については、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」を合わせた割合が約9割を占めています。

図表 30 自分の将来の明るい希望

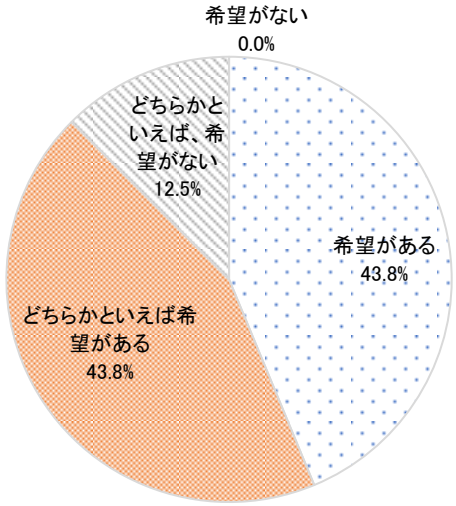

(n=16)

⑦ こどもの権利と社会参画について（中学生）

椎葉村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかの問いに対しては、「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」を合わせた割合が約8割を占めています。

図表 31 椎葉村の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか

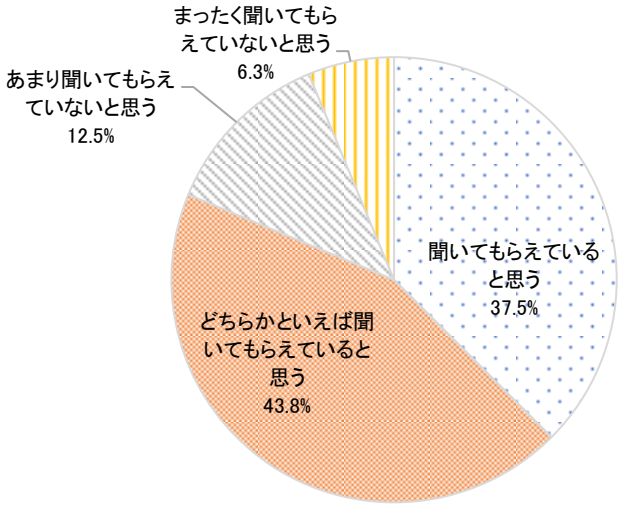

（n=16）

第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期子ども・子育て支援事業計画で設定した成果指標に基づき評価を行います。

評価は、「◎：目標達成」、「○：目標達成には至らなかったものの改善が見られる」、「△：目標未達成（現状維持）」、「×：目標未達成（悪化）」の四段階で行いました。

1 計画レベルの評価

第2期子ども・子育て支援事業計画において計画レベルの評価指標とした合計特殊出生率は、令和4年で2.67となっており目標を達成しています。

指標	当初値（平成 29 年）	現状値（令和 4 年）	目標	評価
合計特殊出生率	2.24	2.67	維持	◎

資料：福祉保健課が独自に算出した、二次医療圏におけるベイズ推定値

2 施策レベルの評価

（1）母性および乳幼児の健康の確保並びに増進

「母性および乳幼児の健康の確保並びに増進」の評価指標とした乳幼児健康診査の受診率は、わずかに目標値に届かなかったものの当初の水準を維持しています。

指標	当初値（平成 29 年度）	現状値（令和 4 年度）	目標	評価
乳児（3 か月児）健康診査受診率	100.0%	93.8%	100%	△
1 歳 6 か月児健康診査受診率	100.0%	93.8%	100%	△
3 歳児健康診査受診率	100.0%	95.5%	100%	△

（2）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の評価指標とした調査結果「子育てについて気軽に相談できる人がいる割合」は、目標に届かず現状維持にとどまりました。

指標		当初値（平成 30 年度）	現状値（令和 6 年度）	目標	評価
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	未就学児	98.6%	97.4%	100%	△
	小学生	92.9%	93.5%		△

（3）子育てを支援する生活環境の整備

「子育てを支援する生活環境の整備」の評価指標とした調査結果「地域における子育ての環境や支援への満足度」は、目標に届かず現状維持にとどまりました。

指標		当初値（平成 30 年度）	現状値（令和 6 年度）	目標	評価
地域における子育ての環境や支援への満足度※	未就学児	32.9%	35.7%	上昇	△
	小学生	48.6%	41.7%		△

※「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

（4）職業生活と家庭生活との両立の推進

「職業生活と家庭生活との両立の推進」の評価指標とした調査結果「育児休業の取得状況」は改善が見られ、母親が目標を達成しました。

指標		当初値（平成 30 年度）	現状値（令和 6 年度）	目標	評価
育児休業の取得状況	父親	3.3%	13.2%	上昇	○
	母親	31.9%	69.8%		◎

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、第6次椎葉村長期総合計画や椎葉村第2期子ども・子育て支援事業計画の考えを継承・発展し、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

― かえりたい『人』とここにいる ―

子どもを生み育てる環境の充実と「こどもまんなか社会」の実現

2 基本的な視点

（1）こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにします。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済します。

（2）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重します。

意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行います。

（3）ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支えます。

「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていきます。

（4）良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

（5）若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要です。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

3 基本目標

（1）こども・若者の育ちを支える（ライフステージ別の施策）

こどもの誕生前から誕生後の成長段階には、それぞれ特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。

本村では、成長段階を大きく「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期 ・思春期」「青年期」の3つのライフステージに分け、それぞれのライフステージ別の施策に取り組みます。

（2）こども・若者の人生を支える（ライフステージを通した施策）

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

本村では、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援するため、すべてのライフステージに共通する施策に取り組みます。

（3）こども・若者の暮らしを支える（子育て当事者等への施策）

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

本村では、子育て当事者を支援する施策に取り組みます。

4 施策体系図

ー かえりたい『人』とここにいる ー

子どもを生み育てる環境の充実と「こどもまんなか社会」の実現

(1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する
(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する
(4) 良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

① こども・若者の育ちを支える(ライフステージ別の施策)

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学童期 ・思春期
- 青年期

② こども・若者の人生を支える(ライフステージを通した施策)

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

③ こども・若者の暮らしを支える(子育て当事者等への施策)

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

第5章 具体的な取組

1 こども・若者の育ちを支える（ライフステージ別の施策）

（1）こどもの誕生前から幼児期まで

① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実

【現状と課題】

少子化が進行し、こどもやその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が変化している中、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などの関係機関との連携が重要です。

健康問題や経済的問題等を抱える妊婦に対しては、医療、保健、福祉等の関係機関が連携し支援する必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭が不安等を抱え、地域で孤立しないよう、引き続き切れ目のない包括的な子育て支援を行う必要があります。

乳幼児の疾患や発達の遅れ等を早期発見するために乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を引き続き実施し、適切な治療や訓練等につながるよう支援する必要があります。

【施策の方向性】

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の充実を図るため、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期の母子保健の充実や妊産婦の医療費等の助成に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	母子健康手帳交付
施策内容	妊娠、出産、育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持促進のため、母子健康手帳を交付します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	妊産婦訪問（相談）
施策内容	すこやかな赤ちゃんを産み育てるための相談を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	妊婦健康診査
施策内容	母性の健康増進を図ることを目的に、委託医療機関で随時実施しています。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	未熟児養育医療給付
施策内容	身体の発育が未熟のまま出生した新生児に対して、正常児が出生時に有する諸機能を有するに至るまでの医療費を給付します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	乳幼児家庭訪問
施策内容	乳幼児のいる家庭を保健師が訪問します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	乳幼児健診
施策内容	3～4・6～7・9～10ヶ月児健診（内科）、1歳・2歳・2歳6ヶ月児健診（歯科）、1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診（内科・歯科）、3歳児眼科健診を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	子ども医療費助成事業
施策内容	出生の日から満15歳に達する日以降の3月末日までの児童にかかった医療費を全額助成します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	予防接種
施策内容	予防接種法にもとづく定期の予防接種を実施します。また、任意の予防接種のうちインフルエンザ予防接種料金の全額を助成します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	フッ化物洗口
施策内容	保育所等において、4歳以上で保護者が希望する子どもに対しフッ化物洗口を行っています。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	歯みがき教室
施策内容	椎葉おおもり歯科クリニックに委託し、保育所等において歯みがき指導を実施します。
関 連 課	福祉保健課

② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障

【現状と課題】

少子化が進行する一方で、女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化してきている状況を踏まえ、平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」以後、幼児期の教育・保育の量の確保や質の向上を図るため、様々な保育ニーズに対応するための環境整備を計画的に実施してきています。

また、障がいのあるこどもや医療的ケア児も含め、子育て家庭の保育ニーズに対応できるよう、子育て支援サービスの「提供体制の確保」と「質の向上」を図っていく必要があります。

子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して生み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。

地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要があります。

【施策の方向性】

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長を保障するため、乳幼児期の教育・保育、地域における子育て当事者の孤立対策等に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	通常保育事業
施策概要	保護者の就労又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育所での保育を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	ことばの教室
施策内容	聴覚及び言語に関し、幼児と保護者を対象とし、言語聴覚士による訓練・指導・相談・支援を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	幼児教育アドバイザーの配置
施策内容	各保育所への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行い、指導主事と連携しながら幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
関 連 課	福祉保健課

（2）学童期 ・思春期

【現状と課題】

知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する教育を実現するためには、小・中学校において、ある程度の集団の中でのきめ細かで質の高い教育を実現する指導体制を整える必要があります。

また、児童生徒が学ぶ学校を安全・安心で、質の高い教育を受けられる環境とする必要があることから、小・中学校において、学校施設や教材などの充実、通学から帰宅に至るまでの安全な教育環境が求められています。

いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階におけるすべての課題を解決することは難しくなってきている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。

近年、こどもを取り巻く様々な不安や悩み、ストレスなどに対応するため、心と体の健康に関する知識や理解、心の健康を維持していく力を持つことが必要とされています。

【施策の方向性】

こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育の推進を図るため、教育環境の整備・強化、学校における障がいのあるこどもなどへの支援、学校・家庭・地域の連携・協働の推進、こどもの居場所づくり、こどもの健康や体力の向上等に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	スクールソーシャルワーカーの設置
施策内容	村立学校の児童生徒及びその家庭が抱える不登校をはじめとする様々な課題に、教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた対応をするため、教育委員会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3及び第79条で準用するスクールソーシャルワーカーを置きます。
関 連 課	教育課

施　　策	スポーツ少年団
施策概要	小学生の健全育成と競技力の向上を図ります。
関 連 課	教育課

施　　策	放課後子ども教室
施策内容	地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行います。
関 連 課	教育課

施　　策	夏季休業期間中の子ども教室
施策内容	夏季休業期間中において、村内全小学校の児童を対象に子ども教室を実施します。
関 連 課	教育課

施　　策	子ども会育成連絡会議
施策内容	子ども会活動の振興を図り、その指導と運営を協議し、自主的で健全な子ども会の発展に資すると共に、育成者・指導者相互の親睦を図ることを目的とします。
関 連 課	教育課

施　　策	スクールバス
施策内容	村内の小中学校へ通学する児童生徒で通学困難な者を対象に、安全・安心な子どもの通学路を確保することを目的とします。
関 連 課	教育課

施　　策	中学校寄宿舎
施策内容	椎葉中学校の生徒で通学困難な者を対象に、規則正しい共同生活を通して協調性、自己管理能力等を育むとともに、義務教育の円滑な実施に資することを目的とします。
関 連 課	教育課

施　　策	食生活改善推進員
施策概要	各地域での「食」に関する様々な活動や推進員の育成を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	食育教室
施策概要	地域の食生活改善推進員が講師となり児童とその保護者を対象に食育指導を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	特別支援教育就学奨励費交付
施策内容	村立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費を交付します。
関 連 課	教育課

(3) 青年期

【現状と課題】

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

【施策の方向性】

若者が、進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させられるよう、「ひきこもり支援の推進」「高等教育の修学支援、高等教育の充実」「就労支援、雇用と経済的基盤の安定」「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」「悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	高校生生活支援補助金
施策内容	高等学校等へ就学する生徒、学生の保護者に対し、高校生生活に必要な費用を補助することにより、保護者の経済負担の軽減を図ります。
関 連 課	教育課

施　　策	奨学資金貸付
施策内容	椎葉村出身の学生、生徒で、向学心に富み、優れた素質を有する者に対し、経済的援助をすることにより、次代を担う人材を育成することを目的として、「①大学又はその付設機関に在学している者」「②高等専門学校又は高等学校に在学している者」「③その他各種学校・専門学校(文部科学省認定)に在学している者」に対し学資の一部として、資金を貸付けます。
関 連 課	教育課

施　　策	青少年育成村民会議
施策内容	青少年の健全育成と非行防止に向けた対策の充実を図ります。
関 連 課	教育課

施　　策	青年団連絡協議会
施策内容	村内の若者が各地区で行う様々な活動。
関 連 課	教育課

施　　策	若者定住むらづくり資金利子補給交付
施策内容	結婚に関する資金や結婚を要因とする基盤整備に関する資金、Uターンによる経営基盤整備に要する資金等の借入に対し、利子補給を行います。
関 連 課	農林振興課

施　　策	後継者結婚祝金交付
施策内容	本村に居住する後継者の婚姻による定住化を助成するため、婚姻者に結婚祝金を支給します。
関 連 課	農林振興課

施　　策	不妊検査費助成
施策内容	子どもを望む夫婦に対し、不妊検査に係る費用の一部を助成します。
関 連 課	福祉保健課

2 こども・若者の人生を支える（ライフステージを通した施策）

（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【現状と課題】

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していく必要があります。

【施策の方向性】

一人ひとりが人権に対する理解を深めることができるよう、こどもの権利の普及啓発に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	こどもまんなか月間
施策内容	春と秋の「こどもまんなか月間」に、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する機運づくりのために、広報、啓発を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	こどもまんなか児童福祉週間
施策内容	5月5日の「こどもの日」から1週間の「こどもまんなか　児童福祉週間」に、こどもたちの健やかな育成について、広報、啓発を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	子どもの声を聞く会
施策内容	各小中学校の児童生徒が将来の夢や挑戦したいこと、椎葉村の未来をテーマに意見発表を行います。
関 連 課	教育課

（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【現状と課題】

共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。

少子化が進行する中で、こどもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。

グローバル化や情報化の進展などにより、こどもや若者が変化する社会を生き抜くためには、幅広い知識・教養と柔軟な思考力に基づいて、自ら新しい価値を創造したり、他者と協力したりする能力などが求められています。

【施策の方向性】

こども・若者の健やかな成長を支援するため、遊びや体験活動の充実や自国文化・異文化理解、国際交流等の推進に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	保育所園開放
施策内容	保育所の園庭など施設の一部を開放し、在宅で子育てをしている親子に遊びや交流を提供します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	子ども会育成連絡協議会
施策内容	子ども会活動の振興を図り、その指導と運営を協議し、自主的で健全な子ども会の発展に資すると共に、育成者・指導者相互の親睦を図ることを目的とします。
関 連 課	教育課

施　　策	椎葉村学
施策内容	小中学生が地域住民とのふれあい活動をとおして、地域の思いや願いを受け止め、ふるさとを見つめ直し、将来にわたって椎葉村と関わり続けようとする気概を培います。また、学習の発表の場をもうけます。
関 連 課	教育課

施　　策	アジア友好の翼事業
施策内容	次代を担う青少年が広く海外に目を向け、生活や歴史・文化等の異文化に接することで、近隣諸国に対する理解と交流を深め、ひいては国際化社会に対応できる国際色豊かな人材を育成することを目的とします。
関 連 課	教育課

（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【現状と課題】

少子化が進行し、こどもやその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が変化している中、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉など関係機関との連携が重要となっています。

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が求められています。

妊産婦は、ホルモンバランスの乱れや環境の変化などから、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあります。心身の不調は、本人のみならず、こどもの発達や養育不全等のリスクにもなることから、産科、精神科医療機関と連携しながら、きめ細かな支援を行う必要があります。

乳幼児の疾患や発達の遅れ等を早期発見するために乳幼児健康診査の充実を図り、専門職による保健指導や個別相談等を実施し、適切な治療等につながるよう支援する必要があります。

【施策の方向性】

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指すため、プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援や小児慢性特定疾病・難病などを抱えるこども・若者への支援に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	不妊検査費助成【再掲】
施策内容	子どもを望む夫婦に対し、不妊検査に係る費用の一部を助成します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	母子健康手帳交付【再掲】
施策内容	妊娠、出産、育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持促進のため、母子健康手帳を交付します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	妊産婦訪問（相談）【再掲】
施策内容	すこやかな赤ちゃんを産み育てるための相談を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	乳幼児家庭訪問【再掲】
施策内容	乳幼児のいる家庭を保健師が訪問します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	未熟児養育医療給付【再掲】
施策内容	身体の発育が未熟のまま出生した新生児に対して、正常児が出生時に有する諸機能を有するに至るまでの医療費を給付します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	椎葉村国保病院
施策内容	へき地医療の拠点としての運営。
関 連 課	椎葉村国保病院

（4）こどもの貧困対策

【現状と課題】

こどもの貧困対策の推進に当たっては、第一にこどもに視点を置き、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な取組が実施されるよう配慮する必要があります。

【施策の方向性】

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に向けた支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に向けた就労の支援、経済的支援に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	生活困窮者自立支援事業
施策内容	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談・支援を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	子育て支援金
施策内容	小学校就学、小学校卒業、中学校卒業する児童１名につき10万円を給付します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	要保護・準要保護児童生徒の就学援助
施策内容	経済的理由で修学が困難な小・中学校の児童・生徒の保護者に対して、修学に必要な援助を行います。
関 連 課	教育課

施　　策	奨学資金貸付【再掲】
施策内容	椎葉村出身の学生、生徒で、向学心に富み、優れた素質を有する者に対し、経済的援助をすることにより、次代を担う人材を育成することを目的として、「①大学又はその付設機関に在学している者」「②高等専門学校又は高等学校に在学している者」「③その他各種学校・専門学校(文部科学省認定)に在学している者」に対し学資の一部として、資金を貸付けます。
関 連 課	教育課

施　　策	特別支援教育就学奨励費交付【再掲】
施策内容	村立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費を交付します。
関 連 課	教育課

施　　策	児童扶養手当
施策内容	ひとり親家庭の子どもが18歳になるまでの保護者に対し手当を支給します。 所得等により給付金額は異なります。(自己申請が必要)
関 連 課	福祉保健課

施　　策	ひとり親家庭等医療費助成事業
施策内容	母子・父子世帯の全員の医療費を助成します。 所得に応じて助成が受けられない場合があります。
関 連 課	福祉保健課

（5）障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【現状と課題】

障がいのあるこども・医療的ケア児やその家族に対して、身近な地域においてきめ細かな相談やニーズへの対応及び特性に応じたサービスを提供することができる支援体制の充実が求められています。

心身ともに健康で将来にわたっていきいきと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から中高年齢まで継続的に、障がいの原因となりうる疾病などの予防及び早期治療や障がいの早期発見の推進を図り、障がいのあるこども・医療的ケア児やその家族のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健・福祉・医療・教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。

【施策の方向性】

障がいのあるこどもや医療的ケア児等の発達や将来の自立、社会参加を支援するため、地域における支援体制等の強化、特別支援教育の充実に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	乳幼児健診【再掲】
施策内容	3～4・6～7・9～10ヶ月児健診（内科）、1歳・2歳・2歳6ヶ月児健診（歯科）、1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健診（内科・歯科）、3歳児眼科健診を実施します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	障がい児支援
施策内容	支援費制度を通じて様々な事業を展開し、在宅福祉から施設入所までサポートしていきます。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	障がい者相談支援事業
施策内容	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	日中一時支援事業
施策内容	日中における活動の場を提供する事業を実施することにより、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与えます。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	特別支援教育就学奨励費交付【再掲】
施策内容	村立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒の保護者の経済的負担の軽減措置として特別支援教育就学奨励費を交付します。
関 連 課	教育課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

社会的養護が必要なこどもが安心して生活できるよう、児童養護施設や里親等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、適切な支援を行う必要があります。

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

児童虐待に関する相談については、要保護児童等対策地域協議会との連携・協働を軸として、必要に応じ県児童相談所や民生委員・児童委員等と連携し、虐待を受けた子どもの保護を図るとともに、保護者に対する適切な助言・指導・支援等を行います。

【主な取組】

施　　策	要保護児童対策地域協議会
施策内容	支援対象児童等の早期発見や適切な保護、子どもや保護者への支援を行うため、関係者間で情報の交換と協議を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	スクールソーシャルワーカーの設置【再掲】
施策内容	村立学校の児童生徒及びその家庭が抱える不登校をはじめとする様々な課題に、教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた対応をするため、教育委員会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3及び第79条で準用するスクールソーシャルワーカーを置きます。
関 連 課	教育課

施　　策	アンケート、教育相談等の実施
施策内容	小中学校において、悩みごとや心身の健康状態に関するアンケート等を行い、児童生徒の状況や困りごとについて把握し、支援につなげます。また、教育相談を実施します。
関 連 課	教育課

施　　策	スクールカウンセラーの活用
施策内容	宮崎県が派遣するスクールカウンセラーを活用した児童生徒の相談や、保護者、教員への助言・支援により、学校における相談体制を充実します。
関 連 課	教育課

施　　策	里親制度
施策内容	家庭に恵まれない児童のために、家庭的な環境を促進し、児童を心身ともに健やかに育てることを目的とした制度です。
関 連 課	福祉保健課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

① こども・若者の自殺対策

【現状と課題】

日本の自殺死亡率は先進諸国と比較して高い水準にあります。国を挙げて自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援充実を図るため、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されました。

宮崎県の自殺者数は全国的にも高い数値で推移しており、自殺対策は医療、保健、福祉、教育、労働など多種多様な分野において総力をあげて緊急に取り組むべき課題となっています。そのため、地域特性に応じた自殺予防の対策を効果的に実施していくために、本村においても管内の関係機関と連携し、総合的な自殺予防を推進することを目的として、「椎葉村自殺予防推進協議会」を設置しています。

【施策の方向性】

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的な「自殺対策」に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	自殺予防推進協議会
施策内容	総合的な自殺予防を推進するため、「①自殺に係わる実態把握」「②自殺防止等に係る知識の普及啓発」「③関係機関による協力体制の確立」「④その他自殺防止対策」に関することを協議します。
関 連 課	福祉保健課

② 犯罪被害、事故、災害などからこども・若者を守る環境整備

【現状と課題】

こどもが事件に巻き込まれるなどの不安感が高まっています。こどもを犯罪被害から守るためには、地域、行政、関係団体などが連携し、地域におけるこどもの見守り機能を強化していくなどの対策を進める必要があります。

インターネット上の有害情報の氾濫など、こどもだけでは、防ぐことが難しい問題があることから、こどもたちの豊かな心を育むため、引き続き、有害情報からこどもたちの身を守る取組が求められています。

現代の車社会においては、こどもの交通事故として「自動車同乗中」、飛び出しなどによる「歩行中」、安全不確認による「自転車乗車中」などといった交通事故が、依然として発生している状況にあることから、学校・地域との連携のもと、交通安全指導の徹底やこどもと大人双方の交通ルール遵守とマナーの向上を図り、こどもの交通事故の未然防止に努めていく必要があります。

こどもの交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止するため、今後も、こどもに対する交通安全教育を積極的に実施する必要があります。

道路は、重要な生活基盤施設であることから、安全で快適な歩行空間の整備を行う必要があります。こどもはもちろんのこと、妊産婦や乳幼児連れのかたなどすべての人が、いつでも安全・安心・快適に移動できるよう、道路の段差解消などのバリアフリー化を推進する必要があります。

災害発生時に、こどもたちが自らの安全を確保できるようにするためには、学校や保育所（園）などにおいて、こどもたちの発達段階や地域の実情を考慮した安全教育（防災教育）の充実を図る必要があります。

災害時におけるこどもたちの助け合いの精神、集団生活への適応など、日頃から防災に関するこどもたちの意識の涵養などを行う必要があります。

災害発生時にこどもたちやその家族が避難した場合にあっても、安全で安心して過ごすことができる避難所の環境を整備する必要があります。

災害の発生に備えて、家庭や地域、学校、認定こども園・幼稚園・保育所（園）などの関係機関が連携し、こどもたちの安全管理体制を確立していく必要があります。

【施策の方向性】

こども・若者を犯罪被害、事故、災害などから守るため、犯罪被害や有害情報から守る活動、交通安全対策、道路交通環境の整備、災害に対する備えに取り組みます。

【主な取組】

施　　策	防犯対策
施策内容	防犯対策関係事業により犯罪を未然に防止し、犯罪被害者等支援事業により警察と連携して被害者等を支援します。 また、定期的に地域安全運動を実施します。
関 連 課	総務課

施　　策	生命（いのち）の安全教育
施策内容	各保育所、小中学校において、プライベートゾーン等の啓発、性に関する教育を行います。
関 連 課	福祉保健課、教育課

施　　策	青少年育成村民会議【再掲】
施策内容	青少年の健全育成と非行防止に向けた対策の充実を図ります。
関 連 課	教育課

施　　策	民児協主任児童委員の配置
施策内容	地域担当児童委員の活動の支援や、保育所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整を行います。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	スクールソーシャルワーカーの設置【再掲】
施策内容	村立学校の児童生徒及びその家庭が抱える不登校をはじめとする様々な課題に、教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた対応をするため、教育委員会に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第65条の3及び第79条で準用するスクールソーシャルワーカーを置きます。
関 連 課	教育課

施　　策	災害に備えた取組
施策内容	各保育所、小中学校において計画的に地震や火災等を想定した避難訓練を行います。
関 連 課	福祉保健課、教育課

施　　策	チャイルドシート購入助成事業
施策内容	村内の児童のチャイルドシート購入費の一部を助成します。 購入費の1／2若しくは15,000円の低い方。1児童に対して1回の支給。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	交通安全対策
施策内容	交通安全教室等の開催。
関 連 課	総務課

施　　策	村営バス運行事業
施策内容	村内の定期バスの運行。
関 連 課	地域振興課

施　　策	村道維持管理事業
施策内容	安全な交通ルートの確保を目指すため、排水工事、安全施設工事等を行います。 通行の安全確保を図るため、安全施設整備や、沿道の草刈り等を行います。
関 連 課	建設課

3 こども・若者の暮らしを支える（子育て当事者等への施策）

（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【現状と課題】

子育ての経済的負担を軽減するため、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給しているほか、保育所（園）などの保育料の負担軽減を実施しています。

経済的に課題を抱えているこどもたちに対し、公平な教育機会を確保するための支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

幼児教育・保育にかかる費用の軽減など、子育て世帯への経済的支援の充実に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	すこやか祝い金
施策内容	出生時から継続して1年間住所を有する見込みのある出生児に対し、1人につき20万円を支給します。
関連課	福祉保健課

施　　策	子育て支援金【再掲】
施策内容	小学校就学、小学校卒業、中学校卒業する児童1名につき10万円を給付します。
関連課	福祉保健課

施　　策	チャイルドシート購入費助成事業【再掲】
施策内容	村内の児童のチャイルドシート購入費の一部を助成します。 購入費の1／2若しくは 15,000 円の低い方。1児童に対して1回の支給。
関連課	福祉保健課

施　　策	児童手当制度
施策内容	出生の月の翌月から満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの児童を養育している保護者に対して児童手当を給付します。
関連課	福祉保健課

施　　策	子ども医療費助成事業
施策内容	出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月末日までの児童にかかった医療費を全額助成します。
関 連 課	福祉保健課

施　　策	高校生生活支援補助金【再掲】
施策内容	高等学校等へ就学する生徒、学生の保護者に対し、高校生生活に必要な費用を補助することにより、保護者の経済負担の軽減を図ります。
関 連 課	教育課

施　　策	若者定住むらづくり資金利子補給交付【再掲】
施策内容	結婚に関する資金や結婚を要因とする基盤整備に関する資金、Uターンによる経営基盤整備に要する資金等の借入に対し、利子補給を行います。
関 連 課	農林振興課

施　　策	椎葉村移住・定住促進住環境整備事業
施策内容	椎葉村における移住や定住を促進するため、住環境の整備を行うための費用を補助します。
関 連 課	地域振興課

施　　策	木造住宅建築支援事業
施策内容	村産材の消費拡大を目的とし、村内における新築、増改築において村産材を使用する場合に助成する事業。 10万円以上200万円未満の対象木材代金の1／2以内を助成します。
関 連 課	建設課

施　　策	合併浄化槽設置整備事業
施策内容	生活排水の一括処理による河川浄化と生活環境の改善を図るため、浄化槽設置の助成を行います。
関 連 課	税務住民課

施　　策	小規模水道施設設置事業・一般家庭用飲料水供給施設補助
施策内容	給水施設整備に要する経費を助成します。
関 連 課	建設課

（2）地域子育て支援、家庭教育支援

【現状と課題】

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、こどもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないよう、子育てを地域で支え、こどもを安心して生み育てられる環境をつくるとともに、子育てに関する相談支援体制の充実が求められています。

地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要があります。

いじめ、暴力行為、不登校などといった学校における様々な課題や教職員の多忙化などにより、学校の教職員だけでは義務教育段階におけるすべての課題を解決することは難しくなってきている状況にあり、家庭や地域と連携した対応が必要となっています。

【施策の方向性】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域における子育て支援に取り組むほか、保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育支援に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	PTA・家庭教育学級
施策内容	各小中学校の保護者による活動。
関連課	教育課

施　　策	青少年育成村民会議【再掲】
施策内容	青少年の健全育成と非行防止に向けた対策の充実を図ります。
関連課	教育課

施　　策	地域婦人連絡協議会
施策内容	地域の婦人会による様々な活動。
関連課	教育課

施　　策	青年団連絡協議会【再掲】
施策内容	村内の若者が各地区で行う様々な活動。
関連課	教育課

施　　策	民生委員児童委員協議会
施策内容	福祉の分野において必要な助言を行い、関係機関との連携を図ります。
関連課	福祉保健課

（3）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【現状と課題】

経済・産業構造の変化や就業構造の変化に伴い、労働者の意識も多様化している中で、年齢、性別を問わず、誰もが安心して働くことのできる労働環境の整備が求められています。

企業などに対し、妊娠や出産、育児に際して、女性が仕事を続けていけるような支援や理解を深めるための一層の啓発が必要です。

出産や育児を理由に離職した女性の再就職支援を促進していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに希望に応じて働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護などへの参画を促進する必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体などへの情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

【施策の方向性】

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場で応援し、地域社会全体で支援するため、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大に取り組みます。

【主な取組】

施　　策	男女共同参画の推進
施策内容	椎葉村男女共同参画推進条例に基づき、基本計画により男女共同参画の推進を図ります。
関連課	総務課

施　　策	夏季休業期間中のこども教室【再掲】
施策内容	夏季休業期間中において、村内全小学校の児童を対象にこども教室を実施します。
関連課	教育課

（4）ひとり親家庭への支援

【現状と課題】

子育てと生計の担い手という二重の役割を１人で担っているひとり親家庭では、収入、こどもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向け、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」を総合的に展開していく必要があります。

【施策の方向性】

ひとり親家庭等の自立を促進し、ひとり親家庭等が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、ひとり親家庭への支援に取り組みます。

柔軟な休暇がとりやすい等のひとり親が働きやすい就労環境の実現に向けて、雇用主や社会の理解促進、啓発に努めます。

【主な取組】

施　　策	児童扶養手当【再掲】
施策内容	ひとり親家庭の子どもが18歳になるまでの保護者に対し手当を支給します。 所得等により給付金額は異なります。（自己申請が必要）
関 連 課	福祉保健課

施　　策	ひとり親家庭等医療費助成事業【再掲】
施策内容	母子・父子世帯の全員の医療費を助成します。 所得に応じて助成が受けられない場合があります。
関 連 課	福祉保健課

第6章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

本村の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「村全域を1区域」と設定することとします。

2 教育・保育の量の見込み

(1)幼児期の教育・保育の量の見込み

椎葉村では、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければいけません。

村内に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育園・認定こども園・認可外保育所)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

教育・保育の認定区分

【1号認定】3−5歳 幼児期の教育
(子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】3−5歳 保育の必要性あり
(子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】0−2歳 保育の必要性あり
(子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

【児童人口推計】

本村の人口は今後も減少傾向となっており、令和１１年の推計児童数（0～5歳）は、令和6年より25人少ない52人になることが予想されます。

図表 32 将来児童人口の推計

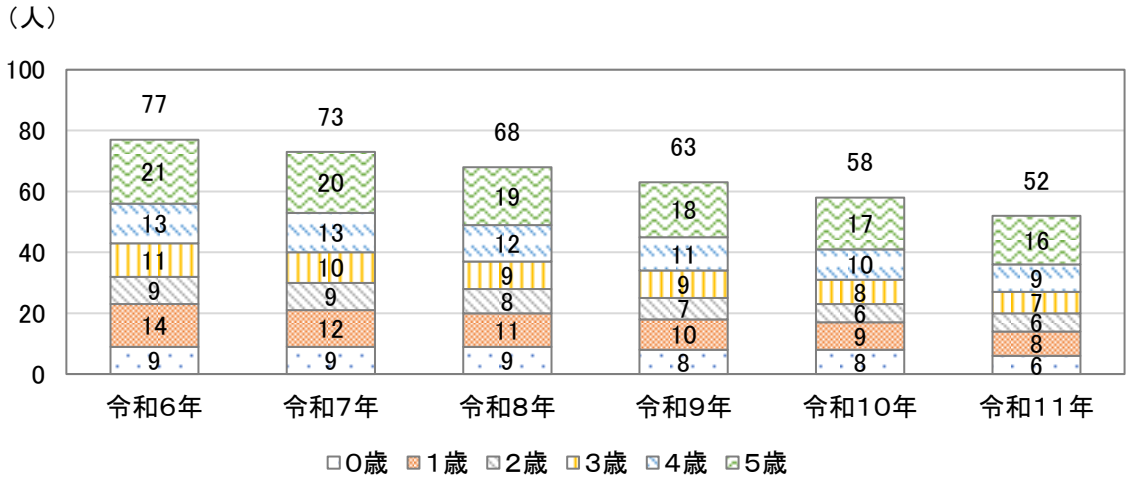

推計方法：国勢調査を基にコーホート変化率法を用いて算出後、住民基本台帳により補正
令和６年は実績値、令和７～11 年は推計値（各年４月時点）

【教育・保育利用の推計】

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童及び就学児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図表 33 教育・保育利用の推計

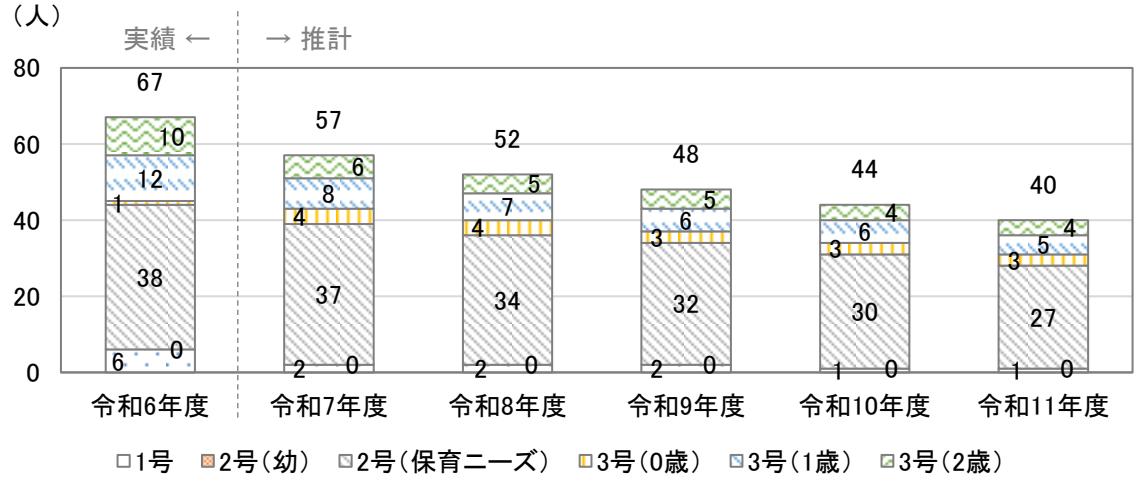

資料：「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」をもとに推計（令和６年度は４月時点の実績）

（2）提供体制の確保の内容およびその実施時期

椎葉村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

【教育・保育の量の見込みと確保可能人員】

本村の教育・保育の量の見込みは、計画期間初年度が57人、計画最終年度が40人の利用が見込まれます。

図表 34 教育・保育の量の見込み

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1号認定		2人	2人	2人	1人	1人
2号認定（保育ニーズ）		37人	34人	32人	30人	27人
3号認定		18人	16人	14人	13人	12人
	0歳児	4人	4人	3人	3人	3人
	1歳児	8人	7人	6人	6人	5人
	2歳児	6人	5人	5人	4人	4人
合計		57人	52人	48人	44人	40人

【1号認定の確保方策】

1号認定は、地域型の特例保育にて対応します。

本村の地域型特例保育の利用定員数は8人を予定しています。

1号認定の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

図表 35 1号認定（教育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保方策（利用定員数）	8人	8人	8人	8人	8人
過不足②－①	6人	6人	6人	6人	6人

【2号認定（保育ニーズ）の確保方策】

2号認定（保育ニーズ）は、地域型の特例保育にて対応します。

本村の地域型特例保育の利用定員数は76人を予定しています。

2号認定（保育ニーズ）の利用定員数は、量の見込みを満たしており、確保方策は十分であると予想されます。

図表 36 2号認定（保育ニーズ）量の見込み・確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	37人	34人	32人	30人	27人
②確保方策（利用定員数）	76人	76人	76人	76人	76人
過不足②－①	39人	42人	44人	46人	49人

【3号認定（0歳児、1歳児、2歳児）の確保方策】

3号認定（0歳児、1歳児、2歳児)は、小規模保育にて対応します。

本村の3号認定の利用定員数は、0歳児が12人、1歳児が14人、2歳児が15人を予定しており、量の見込みを満たすことが予想されます。

図表 37 3号認定（0歳児）量の見込み・確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	4人	4人	3人	3人	3人
②確保方策（利用定員数）	12人	12人	12人	12人	12人
過不足②－①	8人	8人	9人	9人	9人

図表 38 3号認定（1歳児）量の見込み・確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	8人	7人	6人	6人	5人
②確保方策（利用定員数）	14人	14人	14人	14人	14人
過不足②－①	6人	7人	8人	8人	9人

図表 39 3号認定（2歳児）量の見込み・確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み	6人	5人	5人	4人	4人
②確保方策（利用定員数）	15人	15人	15人	15人	15人
過不足②－①	9人	10人	10人	11人	11人

【保育利用率の目標設定について】

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この保育利用率の目標値については、以下のとおり設定します。

ア 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所、認定こども園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合とします。

保育利用率 ＝３号子どもに係る保育の利用定員数／満３歳未満の子どもの数全体

イ 保育利用率の目標値の設定

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策「3号認定（0歳児・1歳児・2歳児）量の見込み・確保方策」の「②確保方策（利用定員数）」欄に記載した利用定員数の割合とします。

図表 40 ３号認定 保育利用率の推移

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育利用率		136.7%	146.4%	164.0%	178.3%	205.0%
	確保方策（利用定員数）	41人	41人	41人	41人	41人
	0-2歳推計児童数	30人	28人	25人	23人	20人

3 乳児等のための支援給付

乳児等のための支援給付制度に伴う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、0歳6か月から3歳未満までの子どもを対象としています。

（1）乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び体制の確保

- 乳児等通園支援事業は、村内全保育事業所にて余裕活用型を実施する体制を整備します。
- 乳児等通園支援事業の利用終了後の満3歳以降については、引き続き必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

（2）令和8年度以降の乳児等通園支援事業の利用需要と提供体制

	年齢	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数	0歳児	9	8	8	6
	1歳児	11	10	9	8
	2歳児	8	7	6	6
	合計	28	25	23	20
対象児童数	0歳児	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3
利用率	0歳児	0.3	0.3	0.3	0.3
	1歳児	0.3	0.3	0.3	0.3
	2歳児	0.3	0.3	0.3	0.3
	合計	0.9	0.9	0.9	0.9
利用者数（ニーズ）	0歳児	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3
必要受入時間数	0歳児	10	10	10	10
	1歳児	10	10	10	10
	2歳児	10	10	10	10
	合計	30	30	30	30
必要定員数（整備量）	0歳児	1	1	1	1
	1歳児	1	1	1	1
	2歳児	1	1	1	1
	合計	3	3	3	3

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

（1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村は、内閣府令で定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとします。（子ども・子育て支援法第59条）

図表 41 対象事業

地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業
	② 地域子育て支援拠点事業
	③ 妊婦健康診査
	④ 乳児家庭全戸訪問事業
	⑤ 養育支援訪問事業
	⑥ 子育て短期支援事業
	⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	⑧ 一時預かり事業
	⑨ 延長保育事業
	⑩ 病児保育事業
	⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業
	⑮ 児童育成支援拠点事業
	⑯ 親子関係形成支援事業
	⑰ 妊婦等包括相談支援事業
	⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	⑲ 産後ケア事業

（2）地域子ども・子育て支援事業に対する本村の考え方

本村の子ども・子育て支援事業は、各事業の実施条件に満たないことや住民の子育て家庭を地域全体で支える意識が高いことなどから多くの事業が未実施となっていました。

今後の子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、本村のこれまでの地域全体の子育て能力を最大限に活かしつつ、事業によっては、事業内容が一部類似するものにより、事業ニーズの大部分を満たすことが予想される事業もあることから、事業の総合的な取組を推進します。

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【事業概要】

- 利用者支援

  子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- 地域連携

  子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

【現状】

本村では、令和3年度より利用者支援事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、基本型1箇所、こども家庭センター型1箇所とします。
- 基本型については、外部委託により実施します。

図表 42 利用者支援事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【箇所】	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
②確保方策【箇所】	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	基本型	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

本村では、令和6年度より地域子育て支援拠点事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、令和7年度は400人、令和8年度以降は 260 人とします。
- 令和7年度は、椎葉村交流拠点施設katerieを拠点とし、外部委託により実施します。
- 令和8年度以降は、事業実施せず、利用者支援事業等の拡充や地域子育て相談機関の充実によりニーズをカバーします。

図表 43 地域子育て支援拠点事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		400	260	260	260	260
確保方策	②【人】	400	－	－	－	－
	【箇所】	1	－	－	－	－
過不足②－①		0	▲260	▲260	▲260	▲260

※①及び②は、 年間延べ人数

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、(a)健康状態の把握、(b)検査計測、(c)保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

本村の妊婦健康診査の令和元年度から令和5年度の実績の平均は、151人でした。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、150人とします。
- 妊婦健康診査の確保方策は、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

図表 44 妊婦健康診査の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		150	150	150	150	150
確保方策	②【人】	150	150	150	150	150
	【受診券配布窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

※①及び②は、 年間延べ人数

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

本村の乳児家庭全戸訪問事業の令和6年度の見込みは11人としています。

図表 45 乳児家庭全戸訪問事業の事業実績

区　分	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度見込み
実績【人】	14	16	11	11

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、計画期間中の0歳児推計人口とします。
- 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策（対応箇所）は、福祉保健課が窓口となり対応します。

図表 46 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み【人】		9	9	8	8	6
確保方策	②【人】	9	9	8	8	6
	【対応窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

本村では、養育支援訪問事業は実施していませんが、同様の事業を自主事業で実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは0人とします。
- 今後も、自主事業による事業を実施し、妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育訪問事業の充実につなげます。

図表 47 養育支援訪問事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人】	0	0	0	0	0
	【対応窓口】	1	1	1	1	1
過不足②－①		0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【現状】

椎葉村では、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- ニーズ調査結果より、量の見込みは0人で推移しています。
- 村単独による事業実施は困難であり、広域事業の検討を行います。

図表 48 子育て短期支援事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		0	0	0	0	0
確保方策	②【人】	－	－	－	－	－
	【対応箇所】	－	－	－	－	－
過不足②－①		0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

本村では、令和5年度より子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、実績及びニーズ調査結果に基づき93人（就学前児童70人、小学校低学年20人、小学校高学年3人）とします。
- ファミリーサポートセンター（旧上椎葉児童館）を拠点とし、外部委託により実施します。
- 利用者に対し、利用料の助成を行います。
- 病児・緊急対応強化事業の実施について検討を行います。

図表 49 子育て援助活動支援事業の確保方策

区　分			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】			93	93	93	93	93
	就学前児童【人】		70	70	70	70	70
		病児・緊急対応強化事業	12	12	12	12	12
	小学校低学年【人】		20	20	20	20	20
	小学校高学年【人】		3	3	3	3	3
確保方策	②【人】		100	100	100	100	100
	【対応箇所】		1	1	1	1	1
過不足②－①			7	7	7	7	7

※①及び②は、年間延べ人数

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

本村では、全保育事業所にて令和元年度より一時預かり事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、1号認定による利用を20人、2号認定による利用を0人、それ以外の利用を3人とします。
- 一時預かり事業は、今後も現体制を確保し保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。

図表 50 一時預かり事業の確保方策

区　分			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	①幼稚園型（1号認定）【人】		20	20	20	20	20
	②幼稚園型（2号認定）【人】		0	0	0	0	0
	③一般型【人】		3	3	3	3	3
確保方策	幼稚園型	④【人】	20	20	20	20	20
		【施設】	4	4	4	4	4
	一般型	⑤【人】	4	4	4	4	4
		【施設】	4	4	4	4	4
過不足	幼稚園型④－(①＋②)		0	0	0	0	0
	一般型⑤－③		1	1	1	1	1

※①～⑤は、年間延べ人数

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現状】

本村では、全保育事業所にて延長保育事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、10人とします。
- 延長保育事業の確保方策は、今後も現体制を確保し、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

図表 51 延長保育事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		10	10	10	10	10
確保方策	②【人】	10	10	10	10	10
	【対応箇所】	4	4	4	4	4
過不足②－①		0	0	0	0	0

⑩ 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【現状】

椎葉村では、病児保育事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、10人とします。
- 病児保育事業の要件等により、現時点での本村での実施は困難であることから、医療機関等と連携し、安心できる保育体制に努めます。

図表 52 病児保育事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		10	10	10	10	10
確保方策	②【人】	－	－	－	－	－
	【対応箇所】	－	－	－	－	－
過不足②－①		▲10	▲10	▲10	▲10	▲10

※①及び②は、年間延べ人数

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

椎葉村では、放課後児童健全育成事業を実施していません。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、全学年合わせて24人としています。
- 椎葉小学校、松尾小学校、尾向小学校で実施している「放課後こども教室」によりニーズをカバーします。
- 「放課後こども教室」については、今後も小学校区毎のニーズを勘案し、必要に応じて整備を検討します。

図表 53 放課後児童健全育成事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】		24	24	24	24	24
	1年生【人】	4	4	4	4	4
	2年生【人】	4	4	4	4	4
	3年生【人】	3	3	3	3	3
	4年生【人】	5	5	5	5	5
	5年生【人】	4	4	4	4	4
	6年生【人】	4	4	4	4	4
確保方策	②【人】	－	－	－	－	－
	【箇所】	－	－	－	－	－
過不足②－①		▲24	▲24	▲24	▲24	▲24

※参考：放課後子ども教室の実施状況（令和６年度）

【通年期】

	椎葉小学校	尾向小学校	松尾小学校	合計
参加申込児童数	47 人	21 人	24 人	92 人

【夏季休業期】

夏季休業期間中は椎葉小学校のみで実施し、村内５校すべての参加申込み児童を受け入れています。

総児童数	参加対象児童数	申込み児童数	利用割合
113 人	111 人	81 人	73%

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 本村の保護者の負担状況に応じて検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や特定教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【事業概要】

- 新規参入施設等への巡回支援
  市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。
- 認定こども園特別支援教育・保育経費
  健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。
- 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
  地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。
- 多子世帯保育料負担軽減支援
  一定程度以下の所得の多子世帯について、経済的負担を軽減する観点から、特定教育・保育施設等を利用した子どもに係る利用者負担額の一部を支援する事業。

【確保方策及び今後の方向性】

- 新規参入施設等の事業者への支援について、現時点において新規参入事業者の見込みがなく巡回支援の検討・実施は予定していません。
- 特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、施設整備及び今後の国の方針を踏まえ検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【現状】

本村では、令和6年度より子育て世帯訪問支援事業を実施しています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、3人とします。
- 国事業より要件を緩和し、外部委託により実施します。

図表 54 子育て世帯訪問支援事業の確保方策

区　分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	3	3	3	3	3
②確保方策【人】	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0

※①及び②は、年間延べ人数

⑮ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、0人とします。
- 適切に教育委員会・学校等とも連携しながら、こども家庭センターにおいて状況把握し、必要な支援につなげます。

図表 55 児童育成支援拠点事業の確保方策

区　分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	0	0	0	0	0
②確保方策【人】	0	0	0	0	0
過不足②－①	0	0	0	0	0

⑯ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、1人とします。
- 適切に児童相談所等とも連携しながら、こども家庭センターにおいて状況把握し、必要な支援につなげます。

図表 56 親子関係形成支援事業の確保方策

区　分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	1	1	1	1	1
②確保方策【人】	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、24回とします。
- 委託助産所の助産師と本村の保健師が訪問し、妊婦等を支援します。

図表 57 妊婦等包括相談支援事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【回】		24	24	24	24	24
②確保方策【回】	こども家庭センター	24	24	24	24	24
	その他	0	0	0	0	0
過不足②－①		0	0	0	0	0

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満三歳未満の者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度から新たな給付制度（乳児等のための支援給付）が創設されることに伴い、令和7年度のみ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられる事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、0人とします。
- 村内の保育事業所で実施している一時預かり事業及び園開放の充実などにより、必要な支援を受けられるよう努めます。

図表 58 乳児等通園支援事業の確保方策

区　分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	0歳児	0	－	－	－	－
	1歳児	0	－	－	－	－
	2歳児	0	－	－	－	－
②確保方策【人】	0歳児	0	－	－	－	－
	1歳児	0	－	－	－	－
	2歳児	0	－	－	－	－
過不足②－①		0	－	－	－	－

※①及び②は、年間延べ人数

⑲ 産後ケア事業

家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安等を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

- 令和7年度以降、宮崎県が集合契約という選択肢を設けた場合、県内全域で利用できることを目指します。

図表 59 産後ケア事業の確保方策

区　分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①量の見込み【人】	1	1	1	2	2
②確保方策【人】	1	2	2	3	3
過不足②－①	0	1	1	1	1

※①及び②は、年間延べ人数

4 幼児期の教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に向けた検討を行います。

5 その他事項

（1）産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

（2）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本村においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組を進めます。あわせて、こども家庭センター体制の充実と地域子育て相談機関の整備に向けた検討を行います。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に見守りを必要とする子どもや妊婦の家庭を早期把握・対応に努めます。

②ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子福祉団体による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

③障がい児施策の充実

教育・保育等に携わる者の専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、保護者への情報提供を行うなど障害児対策の充実を図ります。

（3）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を推進します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

第7章 推進体制

1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民との協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパフレット及びリーフレット等を活用し、情報提供に努めていきます。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、教育・保健・医療・商工業など、多岐にわたります。

このため、施設関係者・民生委員・主任児童委員・関係機関などと連携を図りながら、協働による子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

本計画（Plan）の達成状況(利用定員数や施策取組)を得るためには、計画の実施・実行（Do）の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の処置・改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「椎葉村子ども・子育て会議」を定期的に開催し、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取組の見直しを行っていきます。

4 成果指標

(1) 計画レベルの評価

指標	令和４年	目標 （令和９年）
合計特殊出生率	2.67	人口置換水準以上を維持

資料：福祉保健課が独自に算出した、二次医療圏におけるベイズ推定値

(2) 施策レベルの評価指標

① こども・若者の育ちを支える（ライフステージ別の施策）

指標	令和４年度	目標 （令和９年度）
乳児（３か月児）健康診査受診率	93.8%	100%
１歳６か月児健康診査受診率	93.8%	100%
３歳児健康診査受診率	95.5%	100%

② こども・若者の人生を支える（ライフステージを通した施策）

指標	就学前児童 （令和６年度）	就学児童 （令和６年度）	目標 （令和10年度）
地域における子育ての環境や支援への満足度※1	35.7%	41.7%	上昇

※1：「非常に満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

指標	中学生 （令和６年度）	目標 （令和10年度）
生活に満足している※2と思うこどもの割合	75.0%	上昇
今の自分が好きだ※3と思うこどもの割合（自己肯定感の高さ）	43.8%	上昇
自分には自分らしさというものがある※3と思うこどもの割合	100.0%	維持
困ったときに助けてくれる人がいる※4と思うこどもの割合	100.0%	維持
椎葉村の取組において、こどもの意見を聞いてもらえている※3と思うこども・若者の割合	81.3%	上昇
自分の将来について明るい希望がある※3と思うこどもの割合	87.5%	上昇

※2：10段階評価の７以上
※3：「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計
※4：回答者全体から「そのような人はいない」を減じた割合

③ こども・若者の暮らしを支える（子育て当事者等への施策）

指標	就学前児童 （令和６年度）	就学児童 （令和６年度）	目標 （令和10年度）
子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	97.4％	93.5％	100％

指標	就学前児童 （令和６年度）	目標 （令和10年度）
育児休業の取得状況	父親：13.2％ 母親：69.8％	上昇
日頃、こどもをみてもらえる親族・知人がいる※5割合	90.7％	100％

※5：回答者全体から「いずれもいない」を減じた割合

参考資料

椎葉村子ども・子育て会議条例

（令和元年12月11日条例第31号）

（設置）

第1条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、椎葉村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。

（1）　特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

（2）　特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

（3）　椎葉村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

（4）　子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（5）　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第3条　子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

（1）　子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）

（2）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3）　子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者。

（4）　関係行政機関の職員

（5）　その他村長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、村長が招集する。

2　会長は、会議の議長となる。

3　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　子ども・子育て会議において、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第8条　村は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第17号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

椎葉村子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属	備考
子どもの保護者	甲 斐　飛 翔	椎葉村PTA連絡協議会	会長
	椎　葉　　隆	椎葉村子ども会育成連絡協議会	会長
	甲 斐　顕 正	就学前児童保護者	中央保育所保護者代表
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	椎 葉　ユカリ	椎葉中央保育所	所長
	甲 斐　恭 子	子ども・子育て支援事業者	NPO法人 はじまる
子ども・子育て支援に関し優れた識見を有する者	渡 部　浩 二	椎葉村学校長会	会長
	椎葉 喜美代	民生児童委員	主任児童委員
	椎 葉　祥 子	民生児童委員	主任児童委員
関係行政機関の職員	元 田　正 幸	教育課学校教育グループ	指導主事
	金 丸　瑠 美	福祉保健課保健グループ	母子保健担当保健師
村長が必要と認める者	椎 葉　克 徳	椎葉村公民館連絡協議会	代表
	甲 斐　ミハル	椎葉村地域婦人連絡協議会	会長
	那 須　裕 太	椎葉村青年団連絡協議会	会長

用語集

あ行

育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている方が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、子ども1人につき分割して2回まで、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6カ月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長することができる。また、2021（令和3）年には、父親が、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得できる『産後パパ育休』が創設された。

延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、民間の保育所が通常の保育時間を超えて保育することをいう。延長保育促進事業として、11時間の開所時間の前後に30分以上の延長保育を実施する保育所が保育士の加配を行うときに、保育対策等促進事業費として国から補助が行われる。

か行

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2015（平成27）年は1.45と一時上昇したが、2019（令和元）年には1.36となり、少子化傾向は続いている。

子育て安心プラン

待機児童解消に向け、「待機児童加速化プラン」の後、2018（平成30）年より始まり、3年間で約32万人の保育の受け皿確保を目指すもの。2021（令和3）年度からは新子育て安心プランが発表されている。

子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業（ショートステイ）と、保護者の残業や変則勤務などの事由により、保護者が平日の夜間または休日に不在となる場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業（トワイライトステイ）がある。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に「子ども・子育て会議」を設置することにした。市町村、都道府県においても地方版の子ども・子育て会議といわれる審議会や合議制の機関設置に努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画の策定などを行っている。

子ども・子育て支援法

子どもを養育している方に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

さ行

里親

児童福祉法に定められた里親制度に基づき、様々な事情により家庭での養育が困難であったり、受けられなくなった子どもたちを家庭環境のもとで養育する方のこと。里親には、家庭で暮らすことができるようになるまで、もしくは成人18歳になるまで養育養護を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもを預かる「専門里親」、養子縁組を前提とした「養子縁組里親」などの種類がある。里親になるには、まず児童相談所に相談し、適性や資格要件などの審査

を通じて可否の判断がなされ、認定を受け里親として登録される。その上で、子どもと里親のマッチングなどを考慮して委託が行われる。里親は、児童福祉司などの指導や援助を受けつつ子どもを養育し、その費用として委託費が支給される。

里親制度

様々な事情により家庭での養育が困難であったり、受けられなくなった子どもたちを家庭環境のもとで養育する、児童福祉法に定められた制度。里親には、家庭で暮らすことができるようになるまで、もしくは成人18歳になるまで養育養護を行う「養育里親」、親族がなる「親族里親」、虐待を受けた子どもなど専門的なケアが必要な子どもを預かる「専門里親」、養子縁組を前提とした「養子縁組里親」などの種類がある。

施設型給付

子ども・子育て支援新制度により、保育所・幼稚園・認定こども園に共通して給付する「施設型給付」が創設された。これにより、従来別々であった、保育所・幼稚園・認定こども園の財政措置が一本化されることとなった。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度で位置付けられたもの。市町村において定める、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしており、それらをもとに教育・保育給付や地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備を進めることを目的としている。

児童

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

児童委員

児童福祉法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、市町村の担当区域に置かれる民間のボランティアであり、民生委員法における民生委員を兼ねている。任期は3年で、その職務については、都道府県知事の指揮監督を受ける。主な職務は、①担当地域の児童・家庭等の情報把握、②サービスの適切な利用に必要な情報提供その他の援助および指導、③児童の健全育成のための地域活動の促進、④児童虐待防止への取組み、⑤保護の必要な児童、母子家庭等を発見した場合の関係機関への連絡通報など。

児童虐待

親または親に代わる保護者により、子どもに対して加えられる身体的、心理的、性的及びネグレクト等の行為。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でのドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としている。

児童相談所

各都道府県、政令指定都市に設置が義務付けられており、中核市・特別区にも設置することができる児童福祉の専門かつ中核となる行政機関。子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。また、必要に応じて親権者の親権の一時停止や喪失宣告の請求、未成年後見人選任などの請求を家庭裁判所に行う。

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している方が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当で、中学校卒業までの日本国内在住の児童を養育している者に支給される。なお、児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給される。支給額については、養育者の所得による所得制限が設けられている。

児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に置かれる専門職員。児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等を行うことを職務とする。親子との面接、家庭訪問、関係機関との連絡調整を行っている。管轄地域の人口約4万人に1人以上を配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せすることを政令に規定することとなっている。

児童福祉法

子ども家庭福祉の根幹をなす総合法的性格を有する法律。2016（平成28）年に、1947（昭和22）年の制定後初めて理念規定が改正され、第1条で「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と明記された。また、第2条では「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」とし、児童の保護者、国および地方公共団体の責任も明記している。これらの理念のもと、18歳未満の児童に対する様々な福祉施策や職種などについて定めている。

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童および父または母が一定の障害の状態にある児童等の母（父）がその児童を監護するとき、または母（父）以外の者がその児童を養育するときに、その母（父）または養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳未満の者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。なお、母（父）または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付や遺族補償等を受けることができるなどの場合は支給されない。また、受給資格者本人またはその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部または一部が支給停止される。

出生率

年間出生総数を総人口で除し、1000倍したものを、人口千対の出生率。日本の2021（令和3）年の数値は6.6。

小規模保育

0～2歳児を対象に、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育する事業。A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育（グループ小規模保育型）に近い類型）の3類型がある。職員はA型、B型が保育所の配置基準に1名以上を加えた数とし、B型は、職員のうち半数が保育士であることが必要。C型は家庭的保育者を配置する。事業主体は市町村、民間事業者等。

少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。日本における少子化の要因は、晩婚化と未婚率の上昇、夫婦の出生率の低下が主たるものとして挙げられている。

少子化社会対策基本法

急速な少子化の進行は、わが国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすことから、少子化社会における施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。少子化の現状を「有史以来の未曾有の事態」とし、国と地方公共団体に少子化対策の策定と実施

の責務を、事業主に協力の責務を課し、さらに、国民に対し「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現」という責務を定めた。基本的施策として雇用、保育、教育などの環境整備対策に加え、不妊治療など母子保健医療体制の整備なども盛り込まれている。

新子育て安心プラン

2021（令和3）年から2024（令和6）年にかけて出された新子育て安心プランでは、4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することを目標とする。できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応することとしている。また、新子育て安心プランにおける支援の際のポイントとして、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用、を挙げている。

ソーシャルワーカー

ソーシャルワークの実践者。専門職としての価値と倫理に基づき、知識・技術を活用して社会福祉援助を行う専門職を指す。2014（平成26）年に採択されたソーシャルワークのグローバル定義では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」とされている。人間の尊厳、人権、社会正義、多様性尊重などの原理に基づいて人々の生活課題解決のための力を高める支援を行う専門職である。

た行

地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象としている。保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

地域子ども・子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、子ども・子育て支援法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などがある。

特別支援教育

特別支援教育の理念は、文部科学省の通知において、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの」とされている。障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒も含め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されることとなっている。2006（平成18）年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとらわれない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

な行

乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満1歳に満たない者を乳児という。

乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児と保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言等の援助を行う事業。「こんにちは赤ちゃん事業」とも呼ばれる。原則として生後4か月までの乳児のいる家庭を対象とし、訪問は研修を受けた保健師、助産師や保育士、児童委員、子育て経験者等が行う。2008（平成20）年の児童福祉法の改正により法定

化され、市区町村により実施されている。

認可外保育所

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、居宅訪問型保育事業などが挙げられる。児童福祉法によって都道府県知事に届け出が義務付けられており、都道府県知事は、原則として年1回以上、これらの施設が保育にふさわしい内容や環境を備えていることを確認することとなっている。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育または保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置および資格、教育および保育の内容、子育て支援について規定された認定基準（2012（平成24）年4月からは、都道府県条例で定める基準）を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。

は行

病児保育事業

児童福祉法および子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるもの。保護者が就労している場合等、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所・認定こども園等で病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る事業。市町村が実施する事業として努力義務となっている。①当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する「病児対応型・病後児対応型」、②事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する「体調不良児対応型」、③病気の回復期に至らない場合または回復期で集団保育が困難な期間において看護師などが保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する「非施設型（訪問型）」がある。対象は、保育を必要とする乳児・幼児または保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づくもので、正式名称は「子育て援助活動支援事業」。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。具体的には、保育施設等までの送迎や育児者の病気や急用等の場合の一時預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応等がある。

母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

ま行

未熟児養育医療

入院治療が必要な未熟児（出生時体重が2,000グラム以下、体温が摂氏34度以下、呼吸器系や消化器系などに異常がある場合など）に対し、その養育にかかる医療費の一部を公費により給付するもの。指定養育医療機関において、①診察、②薬剤または治療材料の支給、③医学的処置、手術およびその他の治療、④病院または診療所への入院およびその療

養に伴う世話その他の看護、⑤移送、を内容とする給付が行われる。なお、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じた費用負担がある。

民生委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間のボランティア。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。本来大人が行うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行うことにより、学業や就職、友人関係など、様々な影響が出ることが調査で明らかとなっている。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童について、関係機関が情報共有や連携を行うため、地方公共団体が設置することができる協議会で、児童福祉法に規定されている。関係機関等により構成されるもので、要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童およびその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

出典：WAM NET

監修者

岡本周佳（東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科助教／関西学院大学 人間福祉学部助教）

山本雅章（静岡福祉大学福祉心理学科特任教授／調布市社会福祉事業団業務執行理事）

上島遥（愛知文教女子短期大学幼児教育学科）

椎葉村 こども計画

発　　行 椎 葉 村

企画・編集 椎葉村 福祉保健課
〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番地1
電話 0982-68-7512（福祉保健課）

発 行 日 令和7年3月